

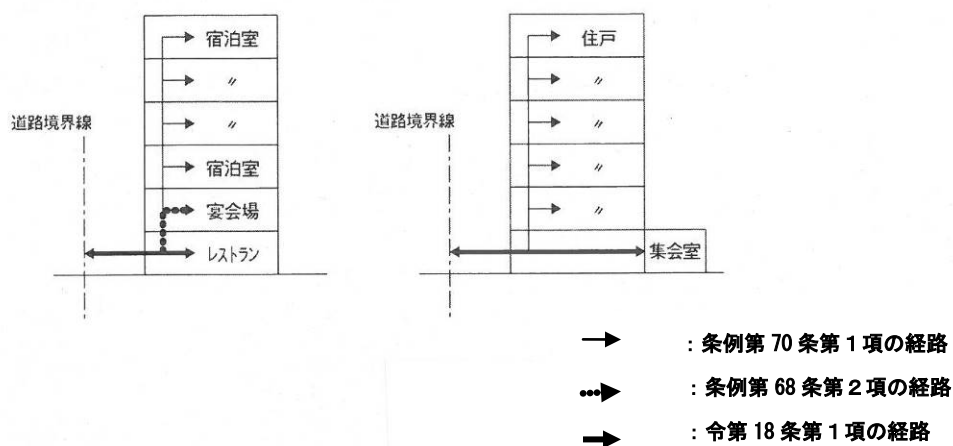
整備例

- : 整備基準 (〃は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準)
 ○ : 整備が望ましい項目

■道等から利用居室、特定利用居室又は住戸等までの経路の考え方

◇ホテル又は旅館の例

◇共同住宅の例



※ 垂直方向の矢印はエレベーター等設置義務を示します。

8 視覚障害者が円滑に利用することができる経路

【基本的な考え方】

- ・視覚障害者が施設を利用しやすいよう、施設利用に関する情報が得られる場所まで道路から連続して誘導します。
- ・誘導経路、特に視覚障害者誘導用ブロック等の敷設経路については、あらかじめ動線を設定し、遠回りになったり複雑になったりしないよう配慮します。

整備基準

解説

- (1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用することができる経路にすること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設については、この限りでない。

ア 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合 道等から当該案内設備までの経路

イ 案内設備を設けない場合 道等から当該建築物の主要な出入口までの経路

- (2) 当該経路は、次に掲げるものとする。

ア 当該経路に、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

イ 当該経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。

(ア) 車路に近接する部分

(イ) 段がある部分の上端に近接する部分

・案内設備とは、視覚障害者が施設全体の利用に関する情報を得ることができる場所を言い、受付や点字案内板、インターホン等を指します。

・「視覚障害者誘導用ブロック」とは、視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。（条例第26条第3号）

・「点状ブロック等」とは、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。（令第11条第2号）

・「線状ブロック等」とは、視覚障害者の誘導を行うために、床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。（令第21条第2項第1号）

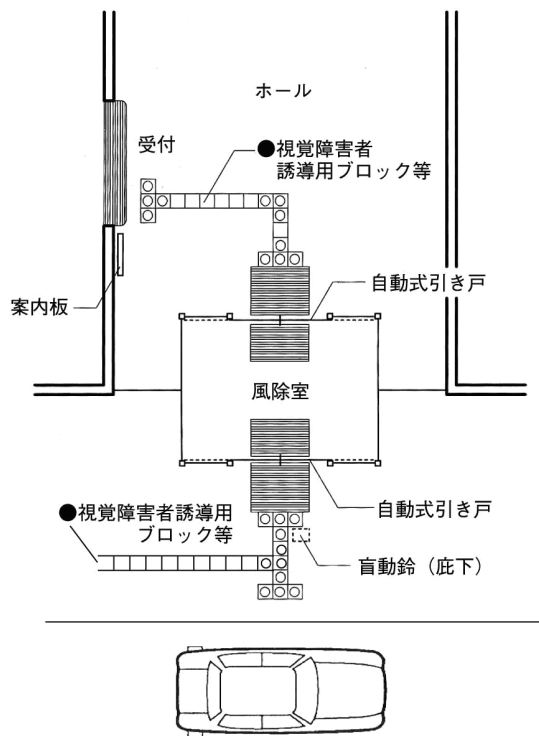
・保育所は、主たる利用者である乳幼児や保護者の送り迎えの状況等から視覚障害者円滑化経路の設置義務はありません。

ただし、視覚障害のある乳幼児が施設利用を行うことが想定できるため、廊下や階段の段がある部分の上端に近接する部分には、原則として点状ブロック等の敷設することが望ましい。

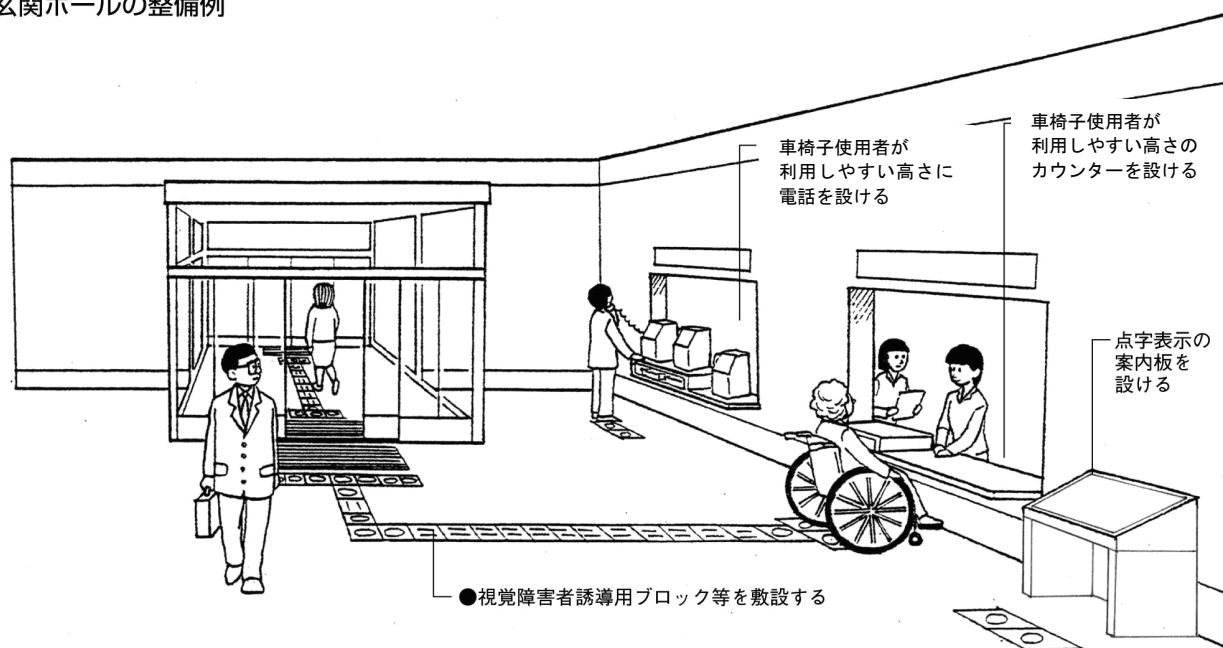
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■建築物の出入口付近の整備例



■玄関ホールの整備例



＜バリアフリー法施行令＞

第二十二條 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

＜条例＞

第69条 道等から建築物の主要な出入口（所管行政庁（法第2条第22号に規定する所管行政庁をいう。以下同じ。）が敷地の状況等によりやむを得ないと認める場合にあっては、当該敷地内の当該建築物の案内設備）までの経路のうち1以上は、令第22条第2項各号に掲げるものでなければならない。この場合において、同項第2号ロ中「国土交通大臣が定める部分」とあるのは、「知事が別に定める部分」とする。

・ 条例により、屋外に案内設備を設ける場合でも、原則として道等から建築物の主要な出入口までを整備するよう求めています。

・ 「国土交通大臣が定める場合」とは、次のいずれかの場合を言います。
（平成18年国土交通省告示第1497号第四）

① 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

② 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第21条第2項に定める基準に適合するものである場合

・ 線状ブロック等、点状ブロック等：形状については原則として、JIS T 9251に合致するものとします。

・ 条例により、「国土交通大臣が定める部分」を「知事が定める部分」と読み替えています。

・ 「知事が別に定める部分」とは、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が次のいずれかに該当するものを言います。（平成16年京都府告示第570号）

① 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

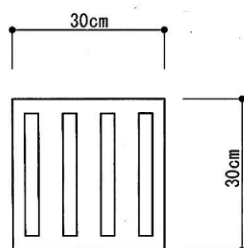
② 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

整備例

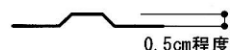
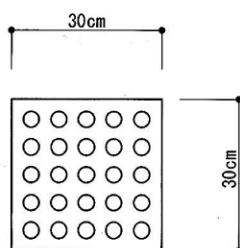
- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

視覚障害者誘導用ブロック等

◇線状ブロック等（誘導）

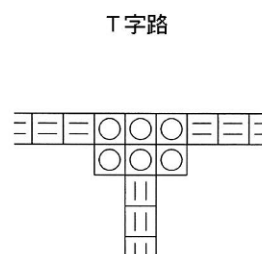
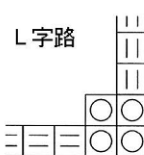
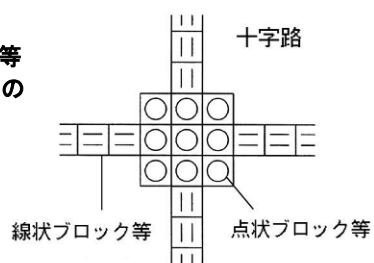


◇点状ブロック等（警告・注意喚起）

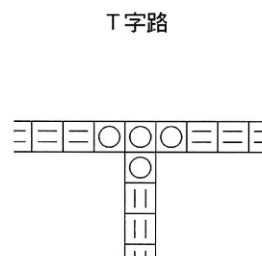
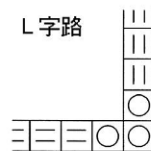
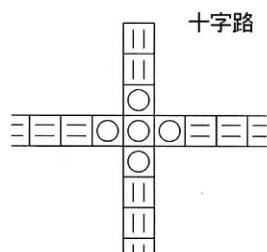


視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法

◇屋外や駅構内等の広い場所での敷設例

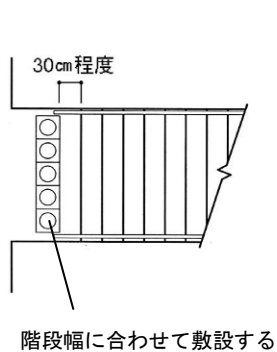


◇屋内等での敷設例

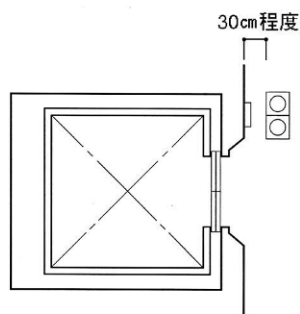


点状ブロック等の敷設位置

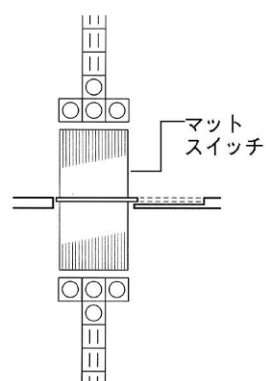
◇階段の前後



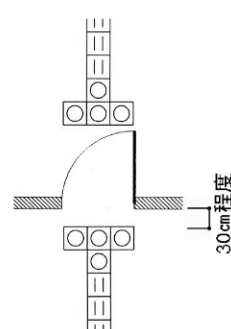
◇エレベーターの出入口



◇自動ドアの前後



◇開き戸の前後



9 浴室等

【基本的な考え方】

- ・浴室やシャワー室は、転倒等の危険性が高い場所であることから、滑りにくい仕上げ、出入口や洗い場内の段差解消等、安全対策を重視します。
- ・誰もが利用しやすいよう、空間の確保、手すりの設置等について考慮します。

整備基準

解説

下記以外の建築物

- (1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げることを。
- (2) (1)の浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあっては、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。
- ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- ウ 出入口は、次に掲げるものとする。
- (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
- (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

- ・ 浴槽への出入りや洗い場における立ち座り動作の補助のために、適切な位置に手すりを設けます。
- ・ 浴槽への出入りのために、可動式のものも含め腰掛け台の設置が望ましいです。
- ・ 浴室内、脱衣室内に設置の便所については、車椅子用便所とすることが望ましいです。

＜条例＞

- 第66条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、それらの床の表面は、滑りにくい材料で仕上げなければならない。
- 2 前項の浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- (2) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (3) 出入口は、次に掲げるものとする。
- ア 幅は、85センチメートル以上とすること。
- イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

- ・ 浴槽への出入りや洗い場における立ち座り動作の補助のために、適切な位置に手すりを設けます。

条例第6章の適用対象建築物

整備が望ましい項目

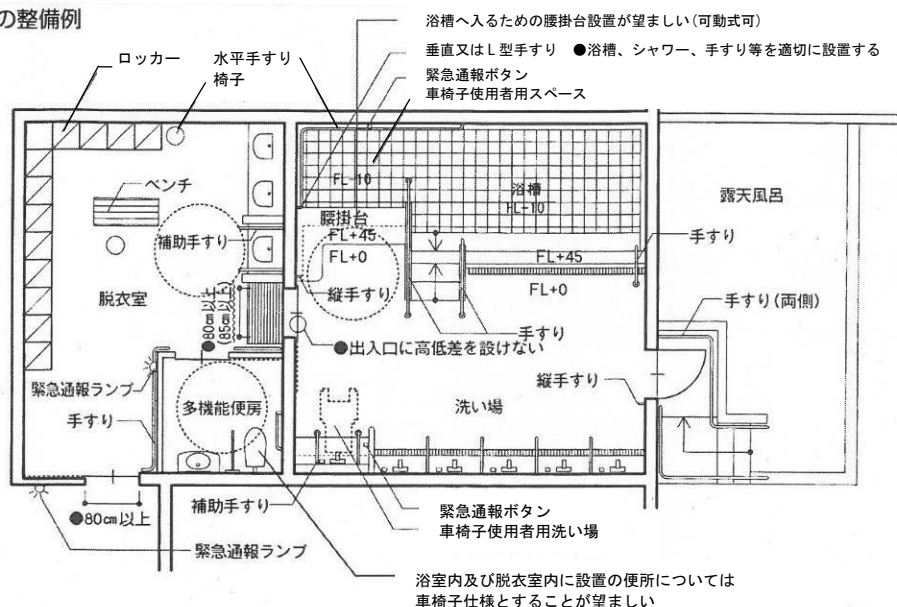
解説

- ・ 水栓（洗い場の水栓及びシャワー）は、自動温度調節装置（サーモスタット）付きとすること。

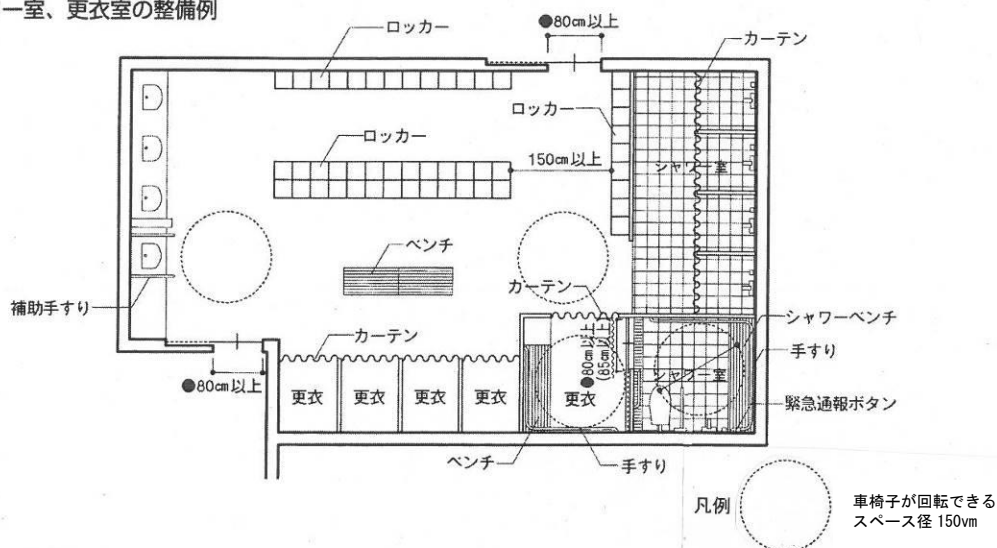
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

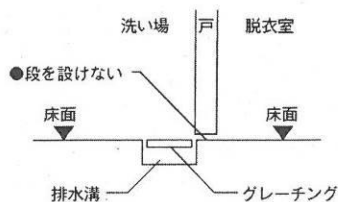
■浴室の整備例



■シャワー室、更衣室の整備例



■ 出入口の段差解消



10 客席

【基本的な考え方】

- ・誰もが音楽鑑賞や観劇、スポーツ観戦、講演会への参加といった活動を楽しめるよう、様々な利用者を想定して整備します。
- ・出入口から容易に到達でき、かつ、舞台やスクリーン等が見やすい位置に車椅子使用者用のスペースを設けるほか、聴覚障害者等の利用への対応を考慮します。

整備基準

解説

下記以外の建築物

- (1) 条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する建築物の客席に固定式の座席を設ける場合には、車椅子使用者用区画を、全客席数に200分の1を乗じて得た数（当該数が2未満の場合にあっては2、10を超える場合にあっては10）以上設けること。
- (2) 車椅子使用者用区画は、次に掲げるものとする。
- ア 幅は、85センチメートル以上とし、奥行きは、120センチメートル以上とすること。
- イ 床面は、高低差がないものとする。
- (3) 7の項の(2)の基準に適合する客席の出入口と車椅子使用者用区画との間の経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。
- イ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。
- (ア) 手すりを設けること。
- (イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- (ウ) 幅は、階段に代わるものにあっては120センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。
- (エ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。
- (オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- (カ) 始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

(算定例)

- ・全客席数が180席の場合
 $180 \times 1/200 = 0.9 \rightarrow 2$ 区画以上
- ・全客席数が750席の場合
 $750 \times 1/200 = 3.75 \rightarrow 4$ 区画以上

- ・85 cmとは、車椅子使用者が通過できる幅である80 cmに、隣の人との余裕を見た寸法です。
- ・120 cmとは、手動車椅子及び電動車椅子のJIS規格上の全長です。

- ・120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

- ・p.140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

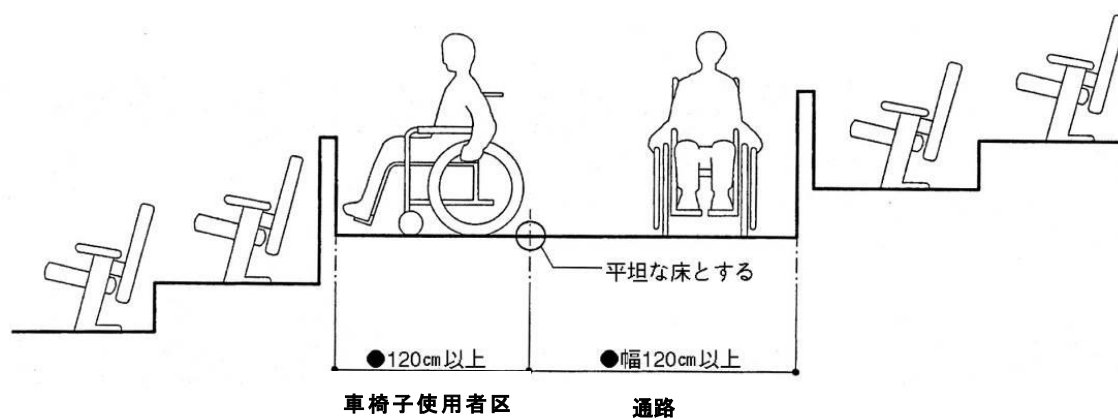
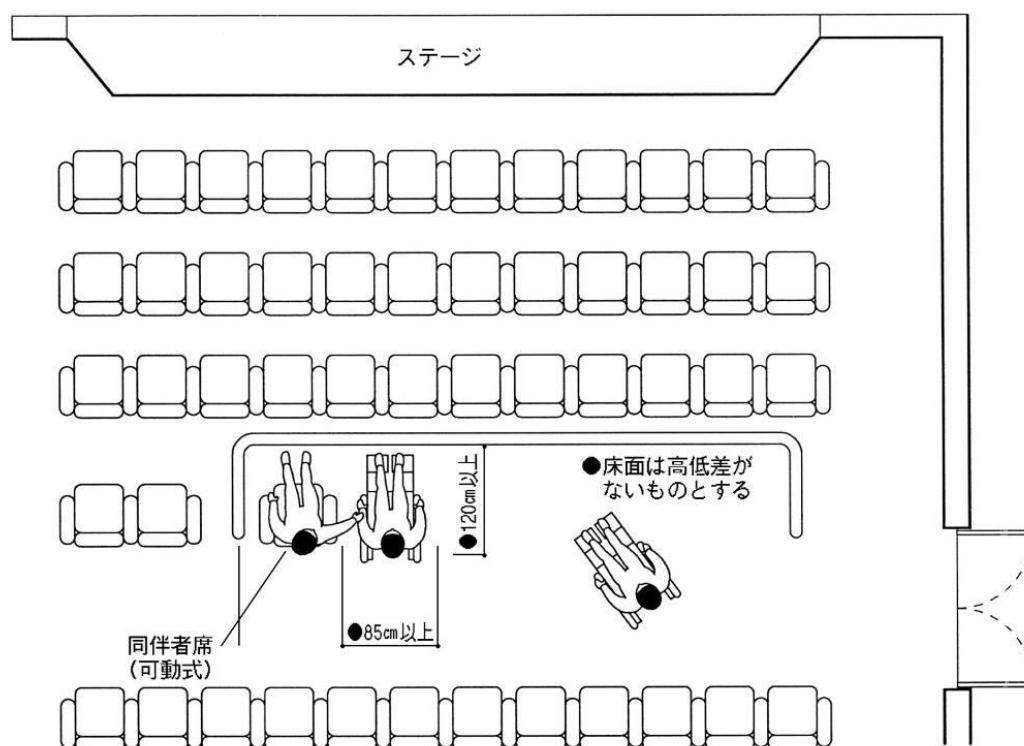
- ・120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

- ・傾斜路の延長方向に長さ150 cm以上の水平部分を設けることを標準とします。

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■客室の整備例



＜バリアフリー法施行令＞

第十五条 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第十九条第一項第一号において同じ。）を設けなければならない。

- 一 当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合 二
- 二 当該客席に設ける座席の数が四百を超える場合 当該座席の数の二百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

第十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十六条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
- 二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
- 三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

＜条例＞

第68条

- (6) 当該移動等円滑化経路（車椅子使用者用経路に係る部分に限る。）を構成する傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。
 - ア 手すりを設けること。
 - イ 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

（算定例）

- ・ 全座席数が 401 席の場合
 $401 \times 1/200 = 2.005 \rightarrow 3$ 区画以上

- ・ 移動等円滑化経路に劇場等の客席の出入口から車椅子使用者用部分までの経路が含まれます。

- ・ 車椅子使用者用経路内に傾斜路がある場合に、付加する基準です。

整備誘導基準

条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設にあっては、磁気ループ等の集団補聴設備を設けた客席を設けること。

解説

- ・ p.126 (「6 整備誘導基準」の「5 集団補聴設備」) 参照

整備が望ましい項目

- ・ スクリーン及びプロジェクター等、要約筆記の内容を会場に映し出すことができる設備を設けること。

解説

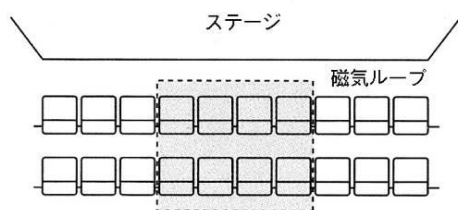
- ・ 要約筆記とは、聴覚障害者に、話の要点をその場で文字にして伝える通訳のことです。

整備例

- ◎：整備誘導基準
- ：整備が望ましい項目

■集団補聴設備の例 (◎)

◇磁気ループ



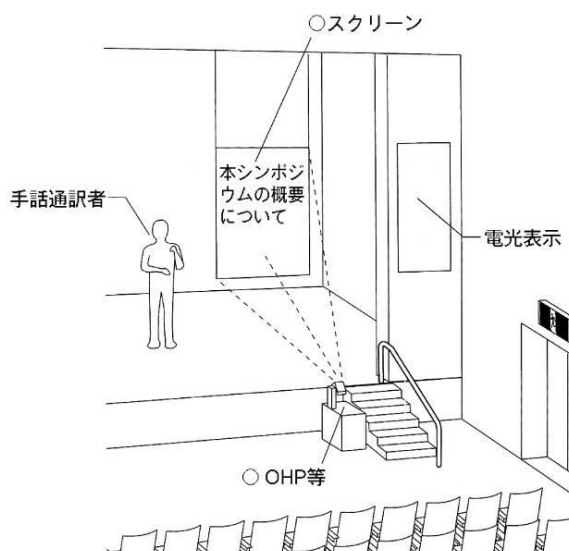
マイクからの音声信号を、ループアンプから床面に敷設したループアンテナに流してループに電磁波を発生させ、補聴器の磁気誘導コイルで受信して聞くシステム。

◇赤外線補聴システム



マイクからの音声を赤外線送信機により赤外線に変換して放射し、専用の赤外線受信機を通して聞くシステム。ヘッドホン又は補聴器を受信機に接続して利用する。

■要約筆記の内容を会場に映し出せる設備の例



11 標識

【基本的な考え方】

- ・ 標識は、一見してその表現内容を理解できる、日本語のわからない人にも情報を伝えられるなど、年齢や国の違いを越えた情報手段として有効です。
- ・ J I S 規格等の標準化されたものを使用することが望ましく、その例としては次のものがあります。
 - ①国際シンボルマーク（公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会）
身体障害者が使用可能な建物・施設であることを示す。（P. 81参照）
 - ②日本産業規格「案内用図記号」JIS Z 8210（P. 142-144参照）
JISの案内用図記号には安全・禁止・注意及び指示図記号に用いる基本形状、色及び使い方について定めている。また、公共・一般施設を案内する図記号についても定めている。
なお、この中に定めていないものについては、次の③によることが望ましい。
 - ③標準案内用図記号ガイドライン（公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）
標準化された各種案内用図記号が定められている。

整備基準

解説

条例第6章の適用対象建築物

<バリアフリー法施行令>

第二十条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

- ・「移動等円滑化の措置がとられた」とは建築物移動等円滑化基準に適合していることを意味します。
- ・「国土交通省令で定めるところ」とは、次のものを言います。（国土交通省令第113号）
 - ①高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない
 - ②標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（JIS Z8210 に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない
- ・ P.142-144 参照

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■国際シンボルマーク

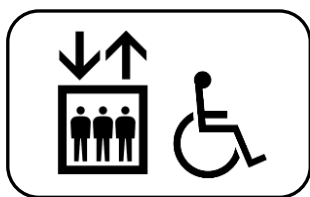


出典)「国際シンボルマークについて」
(公益財団法人 日本障害
者リハビリテーション協
会)

※条例第6章の適用対象建築物について、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、JIS Z8210 に適合する標識を設ける必要があります。
(P. 142-144 参照)

■各種標識

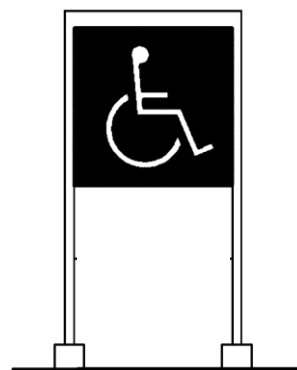
車椅子使用者対応エレベーター



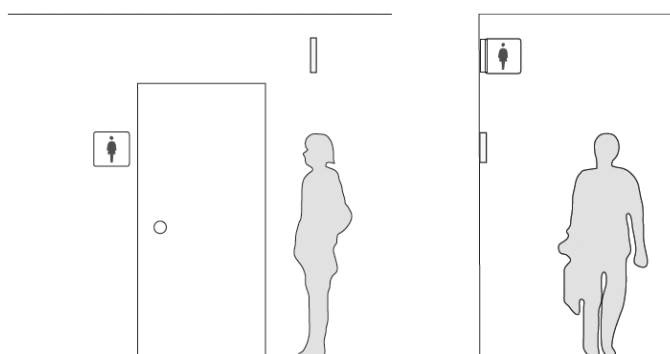
車椅子使用者用便房



車椅子使用者用駐車施設



■表示方法



12 案内設備

【基本的な考え方】

- ・移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所又は駐車施設の配置を表示します。

条例第6章の適用対象建築物

＜バリアフリー法施行令＞

第二十一条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

・「その他の設備」とは、モニター付きインターフォンのような音声による誘導案内設備等が該当する。

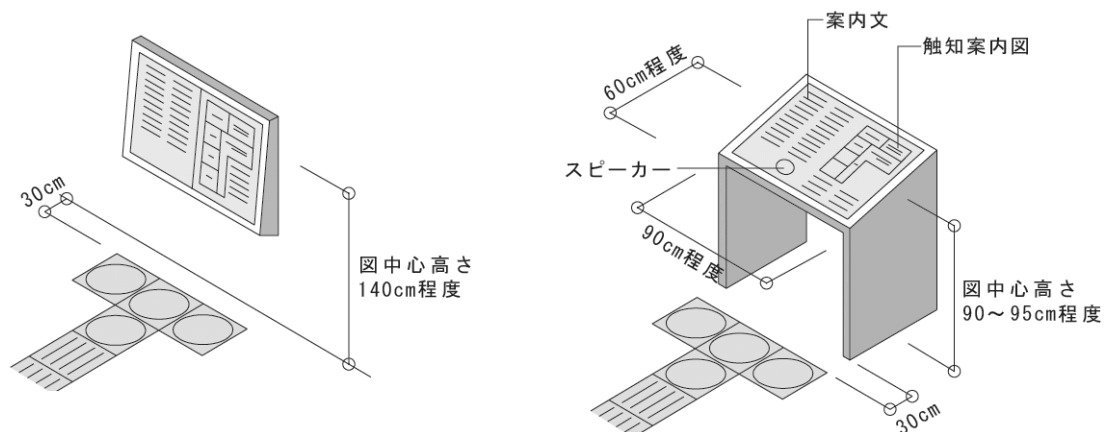
・「国土交通大臣が定める方法」とは、次のものを言います。（平成 18 年国土交通省告示第 1491 号）

- ① 文字等の浮き彫り
- ② 音による案内（インターフォン等）
- ③ 点字及び前二号に類するもの

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

案内板の整備例



13 客室

【基本的な考え方】

- ・ホテル又は旅館において、全客室数が50以上の場合は、客室の総数に応じて車椅子使用者用客室の設置が義務づけられます。

整備基準

解説

<バリアフリー法施行令>

第十六条 ホテル又は旅館には、客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室(以下「車椅子使用者用客室」という。)を客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けなければならない。

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。

ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、80cm以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 浴室又はシャワー室(以下この号において「浴室等」という。)は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。

ロ 出入口は、前号ロに掲げるものであること。

・車椅子使用者用客室は、移動の困難さを考慮してエレベーターに近接した位置が望ましいです。

・p.18(「1 建築物」の「4 便所」)参照

・p.74(「1 建築物」の「9 浴室等」)参照

・「国土交通大臣が定める構造」とは次のものをいいます。(平成18年国土交通省告示第1495号)
①浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
②車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

整備が望ましい項目

解説

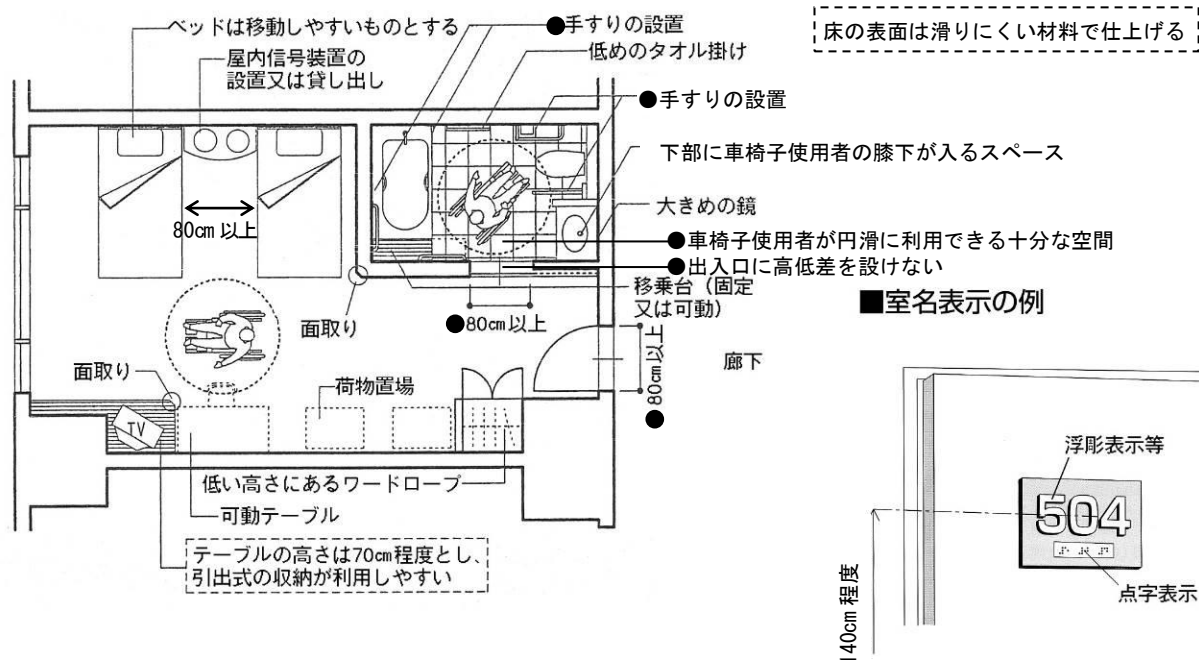
- ・浴室や便所には、非常呼出ボタンを設置すること。
- ・客室の戸は、部屋番号等を点字により表示する等視覚障害者が円滑に利用できるものとする。
- ・避難経路を示す案内板等は、点字により表示すること。
- ・聴覚障害者に対応した設備を設置又は貸し出しすること。

・次のような設備を備えることが望まれます。
・屋内信号装置(目覚まし時計、ドアのノックやチャイム、火災報知器の警報音、電話やファックスの着信等を感知し、振動やフラッシュライトの点滅等で知らせる装置)
・ファックス
・音量増幅装置付き電話機
・振動式目覚まし時計
・文字放送受信テレビ

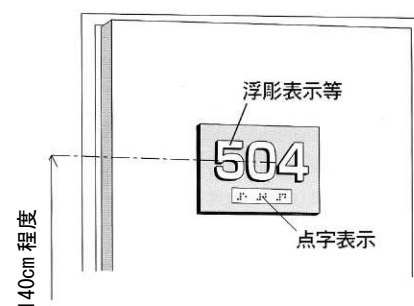
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

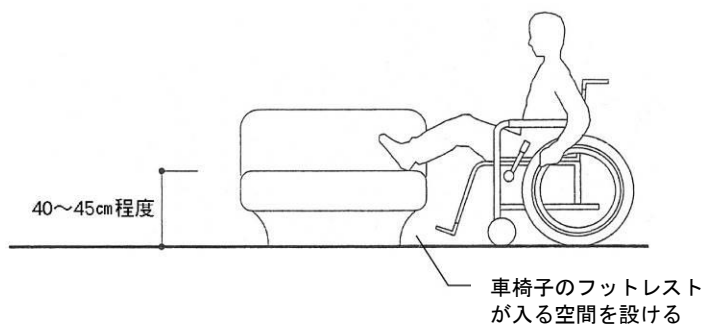
■客室の整備例



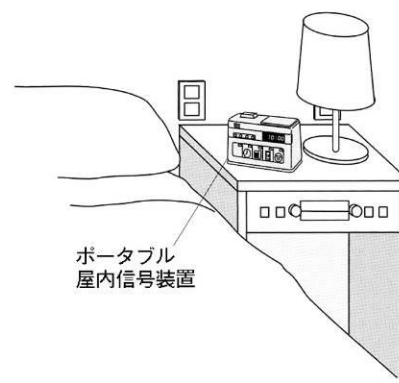
■室名表示の例



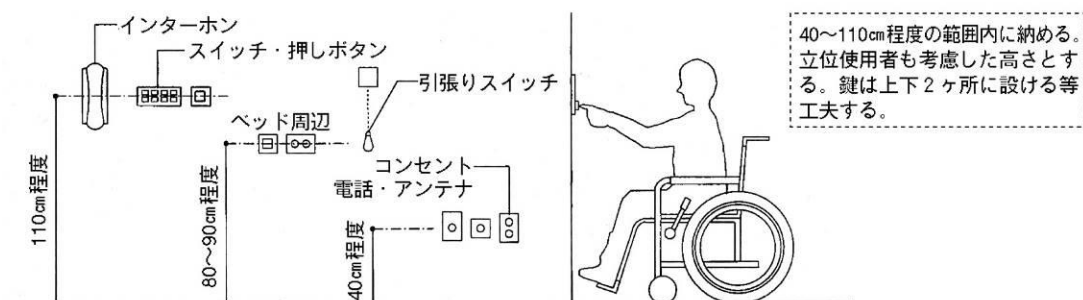
■ベッドの高さの例



■屋内信号装置の例



■コンセント、スイッチの高さの例



14 増築等の場合の適用範囲

【基本的な考え方】

- ・増築等の場合において、当該増築等に係る部分に至る経路が既存部分を経由する場合は、経路を構成する既存部分についても、これまで述べてきた整備基準に基づいて整備する必要があります。
- ・便所や駐車場が既存のものみの場合は、それらについても同様です。

整備基準

解説

条例第6章の適用対象建築物

<バリアフリー法施行令>

第二十三条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分）に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

- ・公立小学校等及び条例第61条で追加した特定建築物に対しては、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する」を「多数の者が利用する」と読み替えて適用されます。（バリアフリー法施行令第23条、第24条、条例第72条）

整備基準

解説

<条例>

第71条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物（第61条各号に掲げる特定建築物を含む。）にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、第64条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分（第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分）に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 道等から前号に掲げる部分にある令第19条第1項第1号に規定する利用居室又は住戸等（以下この条において「利用居室等」という。）までの経路（当該利用居室等が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等。第6号において同じ。）から車椅子使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室等が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- (6) 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室等までの経路（当該利用居室等が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 旅客施設

1 通路

【基本的な考え方】

- ・旅客が安全に通行できるよう、滑りにくい仕上げ、段差の解消、幅の確保、壁面に突出物等を設けないといった点を考慮します。
- ・旅客が円滑に通行できるよう、また、非常時に避難しやすいよう、分かりやすい動線計画とします。

整備基準

解説

※ ここでは、全ての通路が満たすべき共通基準を定めています。一定の経路を構成する通路については、p. 96（「5 全ての人が円滑に通行することができる経路」）も参照してください。

通路は、次に掲げるものとする。

ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。

（ア）踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。

（イ）段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。

・ 蹴込み板がない、蹴込み寸法が大きい、段鼻が突き出ている等の階段は、つまずきやすく危険です。

整備が望ましい項目

解説

- ・ 壁面には、原則として突出物を設けないこと。
- ・ 柱や曲がり角の出隅は、隅切り又は面取りを行うこと。
- ・ 手すりを設けること。

・ 見通しを確保して出会い頭の衝突を防止します。また、車椅子使用者が角を曲がりやすくなります。

・ 両側に、できるだけ連続して設けます。

※ 上記のほか p. 10（「1 建築物」の「1 廊下等」）参照

2 階段

【基本的な考え方】

- ・階段は、転落や転倒の事故の危険性が高い場所であることから、手すりや滑り止めの設置、段の識別しやすさの確保等、安全対策を重視します。
- ・階段は、移動の負担の最も大きい箇所であることから、踏面や蹴上寸法への配慮、幅や踊場の確保等、上りやすい形状とし、負担の軽減を図ります。

整備基準	解説
階段は、次に掲げるものとする。 ア 両側に手すりを設けること。 イ 手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を点字により表示すること。 ウ 回り階段でないこと。 エ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 オ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。 カ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 キ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。	・回り階段は、踏みはずすおそれがあり危険です。また、視覚障害者にとっては方向感覚を失いやすいものです。 ・p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照 ・蹴込み板がない、蹴込み寸法が大きい、段鼻が突き出ている等の階段は、つまずきやすく危険です。 ・杖先の脱落を防止するためのものです。

整備が望ましい項目	解説
・手すりは、段の上端及び下端では、60 cm以上水平に延長すること。 ・手すりの端部は下方又は壁側に折り曲げること。 ・蹴上げ 16 cm程度以下、踏面 30 cm程度以上とすること。	・段から水平な所に踏み出す部分ではつまずきやすいので、手すりを水平に延長し、体を支えられるようにします。 ・服の袖口の引っ掛かり防止や衝突時の安全を考慮した納まりとします。

※ 上記のほか p. 12（「1 建築物」の「2 階段」）参照

3 傾斜路

【基本的な考え方】

- ・通路には段差を設けないことが基本ですが、やむを得ず段差が生じる場合には、傾斜路を設置します。設置にあたっては、勾配への配慮、幅の確保、手すりや踊場の設置等、無理なく安全に上り下りできるものにするとともに、誰もが利用しやすい動線上に配置するようにします。

整備基準

解説

※ ここでは、全ての傾斜路が満たすべき共通基準を定めています。一定の経路を構成する傾斜路については、p. 96（「5 全ての人が円滑に通行することができる経路」）も参照してください。

傾斜路は、次に掲げるものとする。

ア 両側に手すりを設けること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。

エ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別することができるものとする。

- ・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照
- ・ 杖先の脱落や車椅子の脱輪を防止するためのものです。

整備が望ましい項目

解説

- ・ 手すりは、傾斜路の上端及び下端では、60 cm以上水平に延長すること。
- ・ 手すりの端部は下方又は壁側に折り曲げること。

- ・ 傾斜のある部分から水平な所に踏み出す部分ではつまずきやすいので、手すりを水平に延長し、体を支えられるようにします。
- ・ 服の袖口の引っ掛かり防止や衝突時の安全を考慮した納まりとします。

※ 上記のほか p. 16（「1 建築物」の「3 傾斜路」）参照

4 便所

【基本的な考え方】

- ・誰にとっても、外出時に便所が利用できるかどうかは切実な問題です。したがって、障害者や高齢者等の社会参加を促進する上で、誰もが利用しやすい便所を整備することが重要です。
- ・多様な利用者、利用形態を考慮して、多機能であるよう整備するとともに、複数の便所を設ける場合には、様々なヴァリエーションを持たせるよう工夫します。

整備基準

解説

- (1) 便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものとする
こと。

ア 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

イ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。

ウ 男子用小便器を設ける場合には、手すりを配置した床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。

- (2) 便所を設ける場合には、そのうち1以上は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものとする。

ア 次に定める構造の車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあっては、それぞれ1以上）設けること。

（ア） 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

（イ） 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

（ウ） 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

（エ） 戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

イ 5の項の(1)に定める経路と車椅子使用者用便房との間の経路を構成する通路のうち1以上は、同項の(4)に掲げるものとする。

ウ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

エ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

オ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の洗面器又は手洗器のうち1以上に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けること。

- (3) 1日当たりの乗降客が5,000人以上の旅客施設に便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。

・ p.140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照
・ 「その他これらに類する小便器」とは、床置き式男子用小便器と同様に、杖使用者等が円滑に利用することが可能な床置き式に類する小便器を言います。

・ 80 cmとは、車椅子使用者が通過できる幅です。
・ 車椅子の幅が一般に 65 cm程度であり、これに手やひじが出ることを考慮すると、80 cm必要です。

・ p.96（「5 全ての人が円滑に通行することができる経路」）参照

・ 80 cmとは、車椅子使用者が通過できる幅です。
・ 車椅子の幅が一般に 65 cm程度であり、これに手やひじが出ることを考慮すると、80 cm必要です。

ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上）設け、かつ、当該便房及び当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設け、かつ、当該設備を設ける便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、他の場所に乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、かつ、当該場所にその旨を表示した標識を掲示する場合は、この限りでない。

・ 大人が用を足すときに、乳幼児を座らせておくための設備です。

・ 男女ともに使えるよう、男女共用の場所又は男子用、女子用それぞれの場所に設置することが望まれます。

整備が望ましい項目	解説
＜車椅子使用者用便房について＞ ・他の便房のある便所と一体的に、又は隣接した位置に設けること。 ・戸の施錠装置は、操作しやすいものとし、緊急時には外部から解錠できるものとする。 ・荷物棚やフックを設けること。 ・腰掛便座の背後に背もたれを設けること。 ・洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易な方式のものとする。 ・洗浄装置及びペーパーホルダーは、便座及び車椅子上から利用しやすい位置に設けること。 ・便座から利用できる位置に手洗器を設けること。 ・緊急通報装置を設けること。 ・複数の車椅子使用者用便房を設ける場合は、同じ型とせず、様々なヴァリエーションのものとする。	・指先での細かな操作が不要なものとし。 ・車椅子使用者が接近しやすいよう、高さや袖壁の設置等について考慮します。 ・車椅子使用者にも、立位でも使いやすい高さを考慮します。 ・座位姿勢の保持が困難な場合や排泄に時間がかかる場合に有効です。介助者が後ろから支える負担の軽減にもなります。 ・尿器やカテーテルを使用する利用者は、便座に移乗せず、車椅子に座ったまま排泄します。 ・便座に座ったままの状態の手洗器を使用したい場合に有効です。 ・便座及び車椅子上から操作できる位置に設けます。 ・転倒時のために、低い位置にも設けるか床面付近から紐等で操作できるようにします。 ・身体状況や利き腕の違いによって便座への移乗動作をはじめ、利用形態が様々です。 ・左右勝手の別に対応してレイアウトを反転させたり、1つの多機能便房では様々な利用者に対応しきれない場合には、設備の異なる多機能便房を分散したりする工夫が求められます。 ・便器については、一般の卵型形状のものが汎用性がありますが、便器に逆向きにまたがって利用する場合や摘便を行う場合、後始末に介助を要する場合等には、細長い形状のものが有効です。 ・暖房便座については、知覚麻痺がある場合は、低温やけどをおこすおそれがあることに留意します。 ・温水洗浄便座とする場合、操作盤は、便器の横に付くと移乗動作の妨げとなる場合があるため、壁面に配置します。

※ 上記のほか p. 18 (「1 建築物」の「4 便所」) 参照

5 全ての人が円滑に通行することができる経路

【基本的な考え方】

- ・障害者や高齢者、妊産婦、けが人等、行動上の様々な制約を受ける人も、自らが欲しない介助は必要とすることなく公共交通機関を利用できるよう、旅客施設の外部から車両等の乗降場までの経路及びそこから便所や乗車券等販売所等までの経路という主要な動線全体に渡って、一貫してバリアフリーであるようにします。
- ・経路のバリアフリー化に当たっては、旅客の利用上最も一般的な経路を対象にするようにします。

整備基準

解説

- (1) 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路のうち、乗降場ごとに1以上を、障害者や高齢者をはじめ全ての人が円滑に通行することができる経路とすること。

- (2) 当該経路の床面に高低差がある場合には、傾斜路又はエレベーターを設けること。

- (3) 当該経路と公共用通路の出入口は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

- (4) 当該経路を構成する通路は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものとする。

ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合にあっては、通路の末端付近及び50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

- (5) 当該経路を構成する傾斜路は、3の項の規定によるほか、次に掲げるものとする。

ア 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

エ 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

・90 cmとは、車椅子使用者が通過しやすい幅です。

・p. 90（「1 通路」）参照

・140 cmとは、車椅子が180度転回するために必要な最低幅です。

・p. 92（「3 傾斜路」）参照

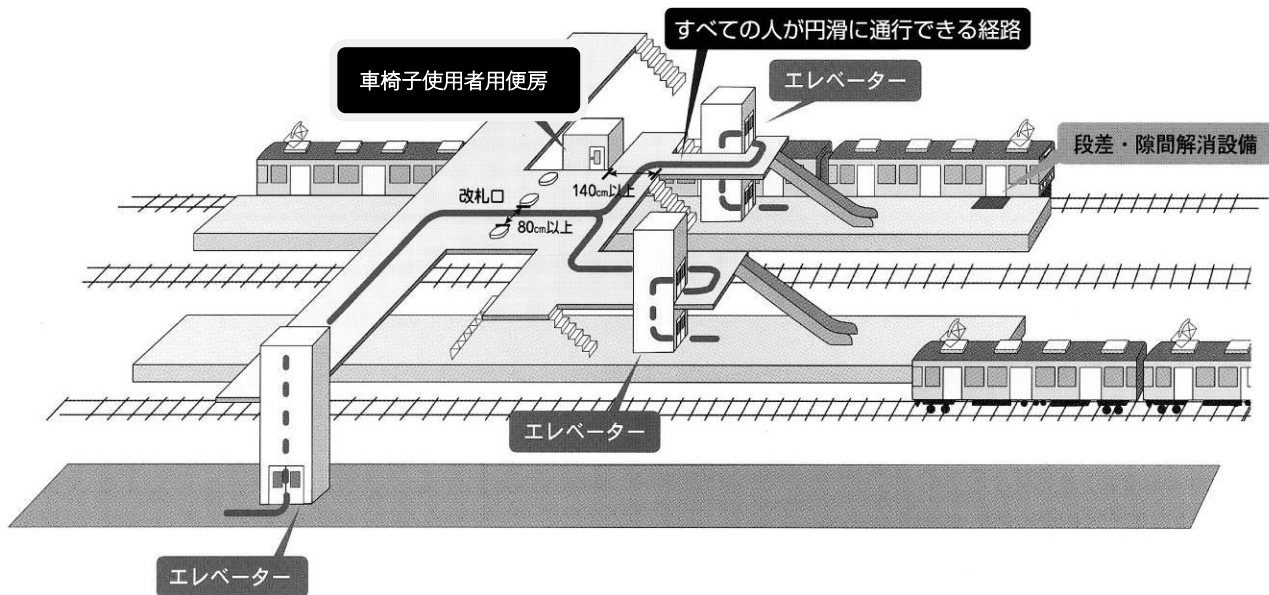
・120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

・傾斜路の延長方向に長さ150 cm以上の水平部分を設けることを標準とします。

整備例

- : 整備基準
- : 整備が望ましい項目

■ 全ての人が円滑に通行することができる経路のイメージ



出典)「安心して移動できる社会を目指して 交通バリアフリー法の解説」(公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団)より作成
 *平成18年12月20日より、交通バリアフリー法とハートビル法が統合・拡充され、現行のバリアフリー法となっています。

(6) 当該経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

ア かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

イ かごの幅は140センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

ウ かご内に、車椅子使用者が戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。ただし、イのただし書に規定するものについては、この限りでない。

エ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認することができる構造であること。

オ かご内の左右両側に手すりを設けること。

カ かご及び昇降路の出入口の戸が開いている時間を延長することができる機能を有するものとする。

キ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ク かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

ケ かご内の車椅子使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能、かごの位置を表示する機能及びかごの外部にいる者と通話することができる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する制御装置を設けること。

コ 乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能を有する制御装置を設けること。

サ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

シ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

ス かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

セ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

- ・車椅子使用者が後ろ向きのまま降りなければならない状況のときに、背後の状況を把握できるようにするためのものです。
- ・乗降時の衝突防止や防犯を目的とするものです。

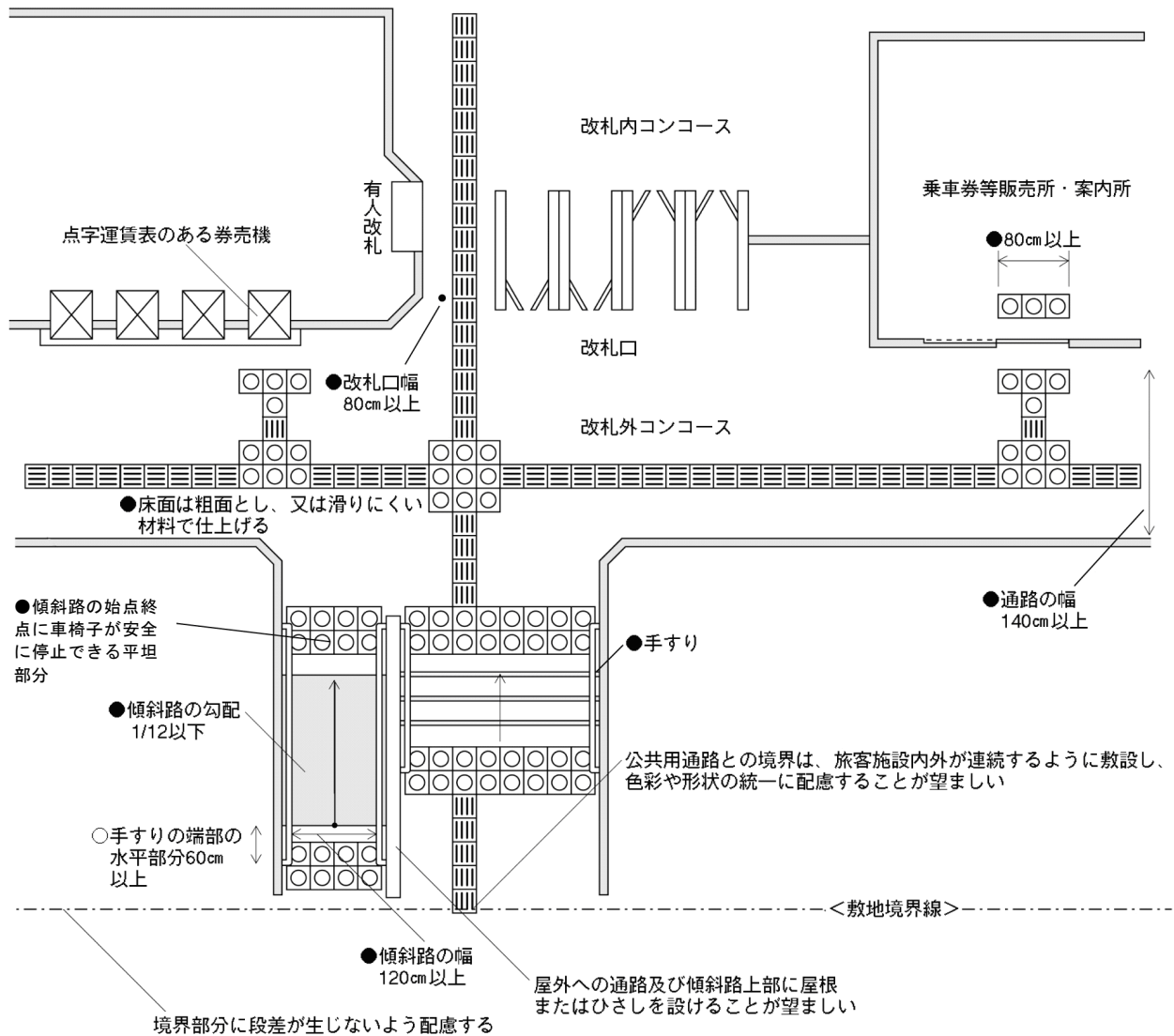
- ・戸の開放時間延長機能とは、当該制御装置の行き先ボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなるものを言います。
- ・戸の開放時間延長機能とは、当該制御装置のボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなるものを言います。

※ 上記のほか 公共用通路の出入口について p. 40（「1 建築物」の「7 (2) 出入口」）参照
 通路について p. 44（「1 建築物」の「7 (3) 廊下等」）参照
 傾斜路について p. 46（「1 建築物」の「7 (4) 傾斜路」）参照
 エレベーターについて p. 50（「1 建築物」の「7 (5) 昇降機」）参照

整備例

- ：整備基準
○：整備が望ましい項目

■全ての人が円滑に通行することができる通路の整備例



出典)「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団)より作成

6 視覚障害者が円滑に通行することができる経路

【基本的な考え方】

- ・視覚障害者が公共交通機関を利用しやすいよう、旅客施設の外部から車両等の乗降場まで連続して誘導します。また、その経路から、主要な設備であるエレベーターや便所等までの経路とも連続させます。
- ・誘導経路、特に視覚障害者誘導用ブロック等の敷設経路については、あらかじめ動線を設定し、遠回りになったり複雑になったりしないよう注意します。

整備基準

解説

- (1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
- (2) (1)の規定により視覚障害者誘導用ブロック等が敷設された通路等と5の項の(6)のサの基準に適合する乗降ロビーに設ける制御装置、7の項の(4)の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び8の項の(1)の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。
- (3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。

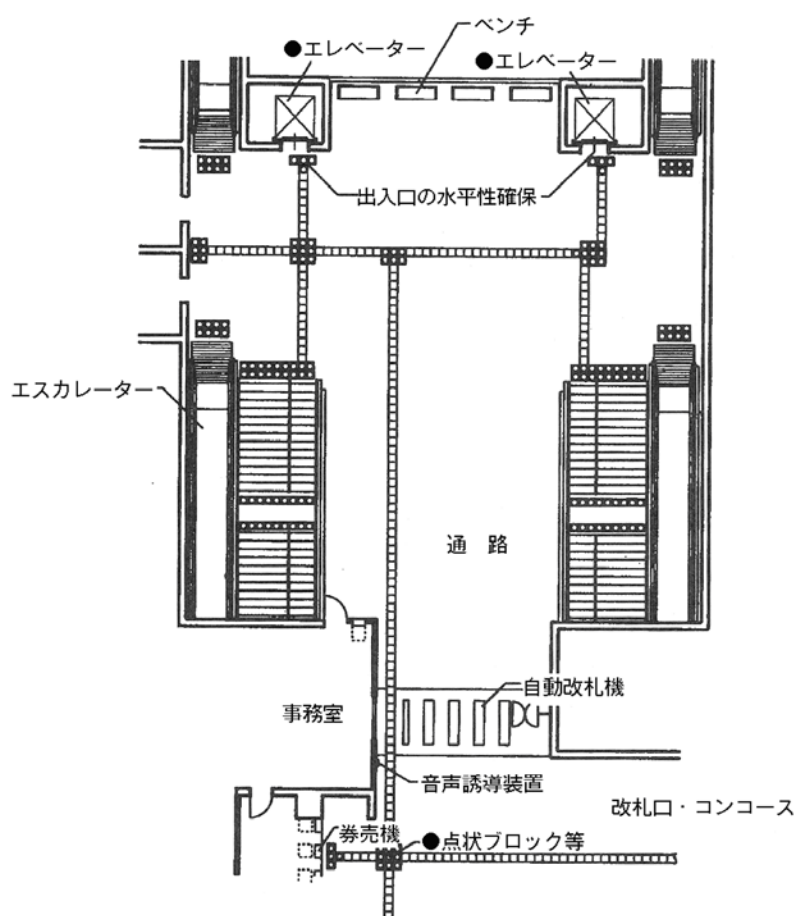
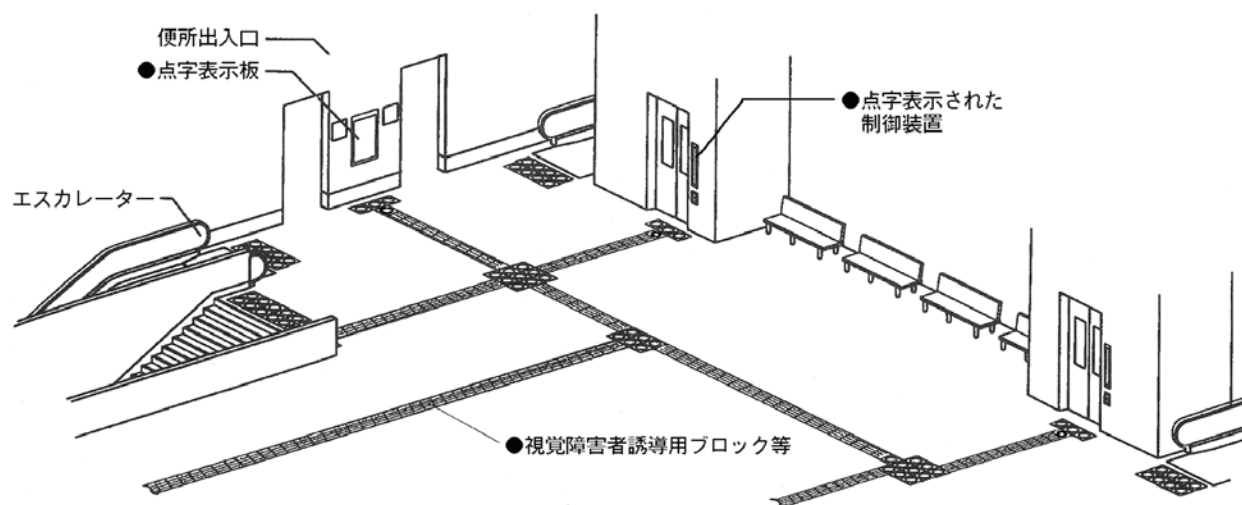
- ・ p. 96（「5 全ての人が円滑に通行することができる経路」）参照
- ・ p. 102（「7 運行情報提供設備等」）参照
- ・ p. 103（「8 乗車券等販売所、待合所及び案内所」）参照

※ 上記のほか p. 70（「1 建築物」の「8 視覚障害者が円滑に利用することができる経路」）参照

整備例

- ：整備基準
- ：整備が望ましい項目

■視覚障害者が円滑に通行することができる経路の整備例



7 運行情報提供設備等

【基本的な考え方】

- ・視覚障害者や聴覚障害者、車椅子使用者（視点が低い）、高齢者（視力や聴力の低下が考えられる）、外国人旅行者等、情報入手の上で様々な制約を抱えている利用者を考慮し、種々の情報伝達手段を整備します。
- ・標識等の視覚による表示設備については、情報内容や表現様式（表示方法とデザイン）といった設備本体の内容だけでなく、掲出位置（高さや平面上の位置、向き等）についても考慮します。

整備基準

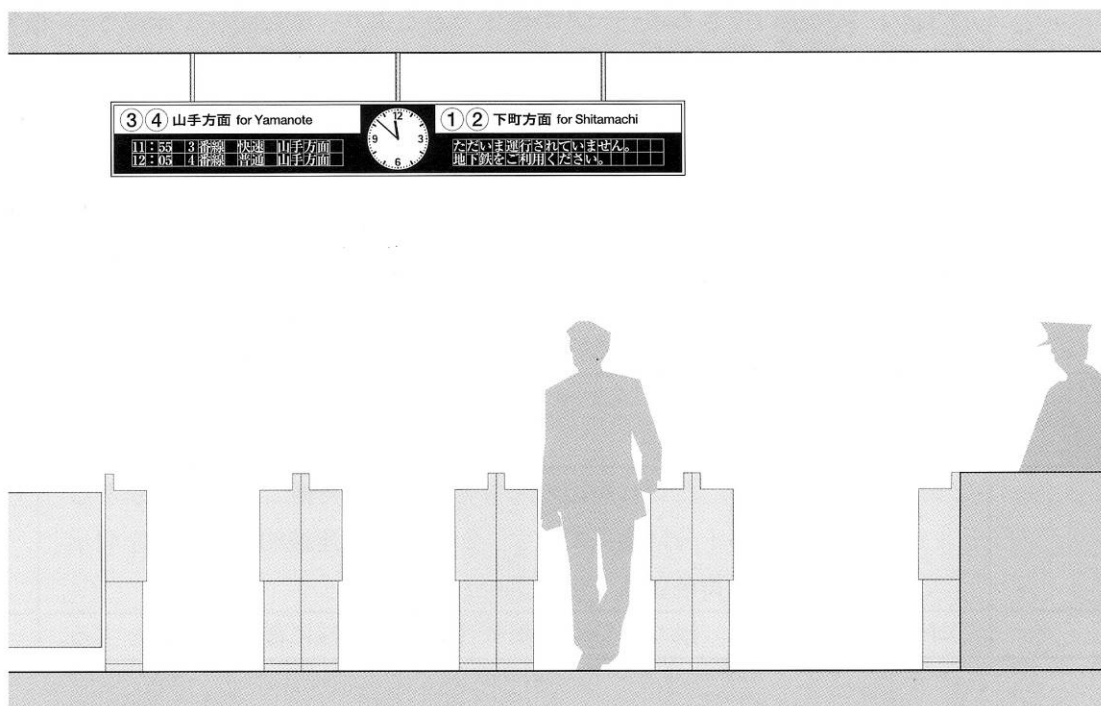
解説

- (1) 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。
- (2) エレベーターその他の昇降機、便所又は乗車券等販売所の付近には、それらの設備等がある旨を表示した標識を掲示すること。
- (3) 公共用通路に直接通じる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。（4）において同じ。）の付近には、エレベーターその他の昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、それらの設備等の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。
- (4) 公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

・ p. 142（「標準案内用図記号」）参照

整備例

■文字等による運行情報の表示設備の例



出典）「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」（交通エコロジー・モビリティ財団）

8 乗車券等販売所、待合所及び案内所

【基本的な考え方】

- 乗車券等販売所、待合所、案内所は、旅客の利用の必要性や利便性が高い施設であることから、それらを誰もが利用しやすいよう、出入口の幅や構造、カウンターの構造等について考慮します。

整備基準

解説

- (1) 乗車券等販売所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。

ア 5の項の(1)に定める経路と乗車券等販売所との間の経路を構成する通路のうち1以上は、同項の(4)に掲げるものとする。

イ アに定める経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ウ カウンターを設ける場合には、そのうち1以上は、車椅子使用者が円滑に利用することができる構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造とする場合は、この限りでない。

- (2) 待合所又は案内所を設ける場合には、(1)に定める構造に準じたものとする。

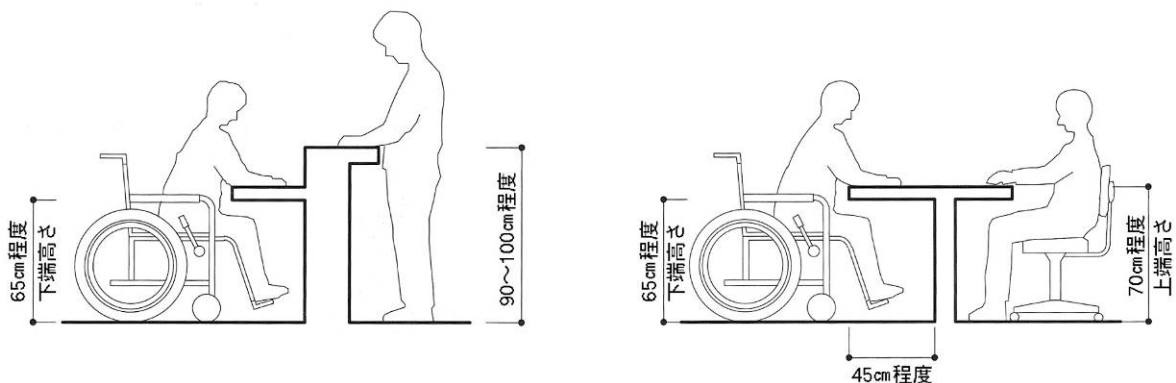
・ p. 96 (「5 全ての人が円滑に通行することができる経路」) 参照

・ p. 40 (「1 建築物」の「7 (2) 出入口」) 参照

・ 車椅子使用者が利用しやすい高さとし、下部に蹴込み(車椅子使用者の膝下が入る空間)を設けます。

整備例

■カウンター・記載台の基本寸法



9 鉄道駅及び軌道停留場

【基本的な考え方】

- ・プラットホームにおいては、特に視覚障害者の転落防止措置を講じるほか、プラットホームと車両等との段差や隙間をできるだけ小さくし、誰もが安全に乗降できるようにします。
- ・単純な構成や適切な案内誘導等により、分かりやすい空間とします。

整備基準

解説

- (1) 5の項の(1)に定める経路に改札口を設ける場合には、そのうち1以上は、幅を80センチメートル以上とすること。

- ・ p. 96 (「5 全ての人が円滑に通行することができる経路」) 参照
- ・ 80 cmとは、車椅子使用者が通過できる幅です。
- ・ 車椅子の幅が一般に 65 cm程度であり、これに手やひじが出ることを考慮すると、80 cm必要です。

- (2) プラットホームは、次に掲げるものとする。

ア 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

- ・ p. 140 (「床(路面) 仕上げの考え方」) 参照

イ ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設ける。

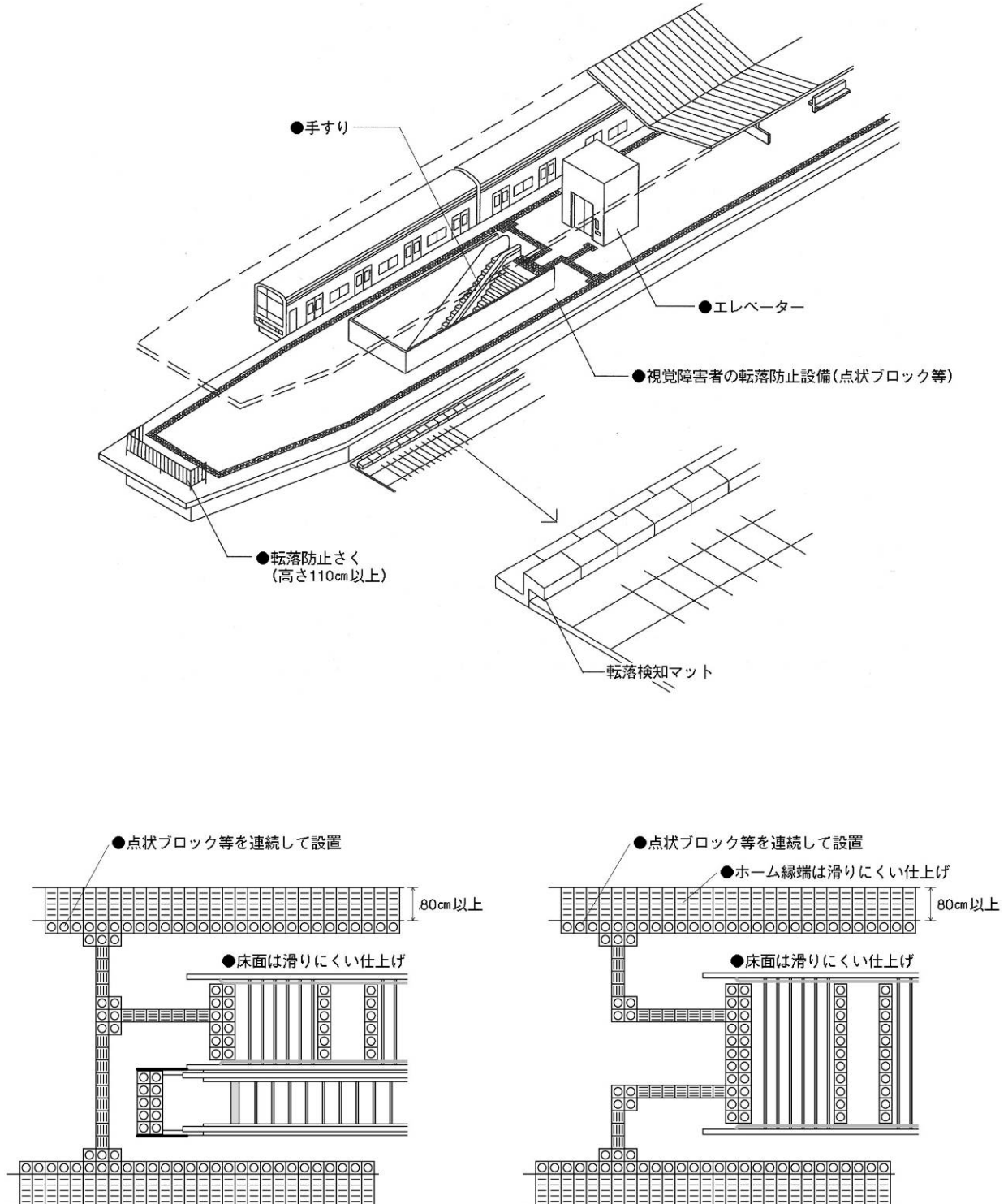
ウ プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵を設ける。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

エ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設ける。ただし、ホームドア又は可動式ホーム柵を設けたプラットホームについては、この限りでない。

整備例

- ：整備基準
○：整備が望ましい項目

■プラットフォームの整備例



10 バスターミナル

【基本的な考え方】

- ・利用者動線と自動車動線とを分離し、特に視覚障害者が自動車用の空間に誤って進入しないよう防止措置を講じます。
- ・単純な構成や適切な案内誘導等により、分かりやすい空間とします。

整備基準

解説

バスターミナルの乗降場は、次に掲げるものとする。

ア 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分には、柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の当該場所への進入を防止するための設備を設ける。

ウ 当該乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造とすること。

11 旅客船ターミナル

【基本的な考え方】

- ・船舶の揺れの影響を受ける場所等における利用者の転落や転倒の防止措置を講じます。
- ・単純な構成や適切な案内誘導等により、分かりやすい空間とします。

整備基準

解説

(1) 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下「乗降用設備」という。）を設置する場合には、当該乗降用設備は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。

・ 90 cmとは、車椅子使用者が通過しやすい幅です。

イ 手すりを設ける。

ウ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

(2) 旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、6の項の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設しないことができる。

(3) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設ける。

3 道路

歩道

【基本的な考え方】

- ・歩道を誰もが安全かつ快適に通行できるよう整備することは、自らの意思で自由に移動できる条件を整備する上で重要です。

整備基準

歩道を設ける場合においては、次に掲げるものとする。

ア 幅は、車椅子使用者が円滑に通行することができるものとする。

イ 表面は、平たんとし、滑りにくい材料で仕上げる。

ウ 車道とは、縁石、防護柵、植樹帯等により、分離すること。

エ 車道を横断する部分においては、歩道と車道とを擦り付け、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

オ 歩道のうち横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口及び視覚障害者用信号付加装置の設置されている横断歩道に接する部分には、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。

解説

- ・歩道上で車椅子使用者が通行できる幅としては、勾配や路面の不陸による影響から操作時のぶれが生じる可能性を考慮して、一般に 100 cm と想定されています。
- ・車椅子がすれ違うことのできる幅である 200 cm 以上とすることが望まれます。
- ・電柱や標識等が歩道の幅を減じないように、それらの配置を工夫することが求められます。
- ・p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照
- ・縁石の車道に対する高さは 15 cm 以上とします。
- ・歩道の縁端の構造については、車椅子使用者が通行でき、かつ、視覚障害者が歩車道境界部を白杖や足により認知できるよう、2 cm 以下の段差を設けることを標準とします。
- ・敷設方法は『視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説』（（社）日本道路協会）に基づきます。

整備が望ましい項目

- ・縦断勾配は 5 % 以下とし、横断勾配は 1 % 以下とすること。
- ・横断歩道に接続する歩道の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とすること。

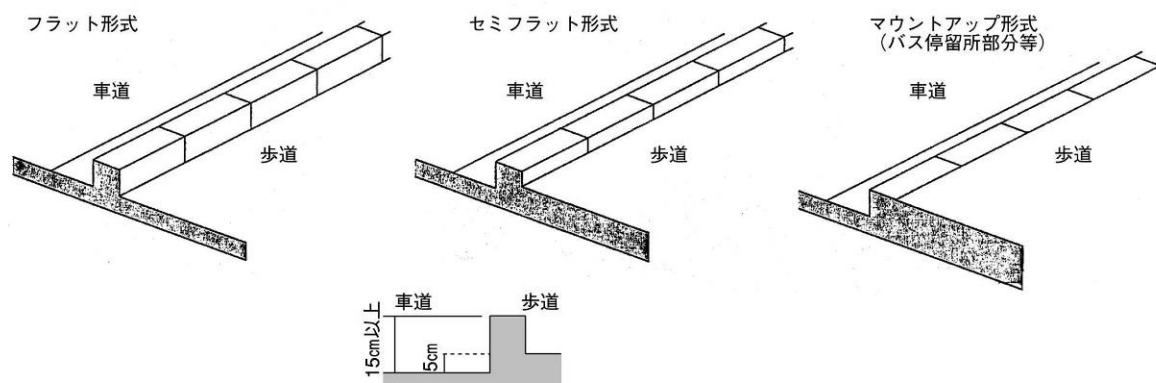
解説

- ・信号待ちをする車椅子使用者が滞留でき、円滑に転回できるスペースとして、進行方向に 150 cm 以上の水平部分を確保することが望まれます。

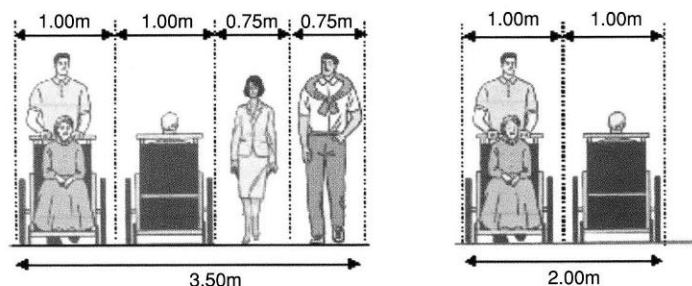
整備例

- ：整備基準
- ：整備が望ましい項目

歩道の形式

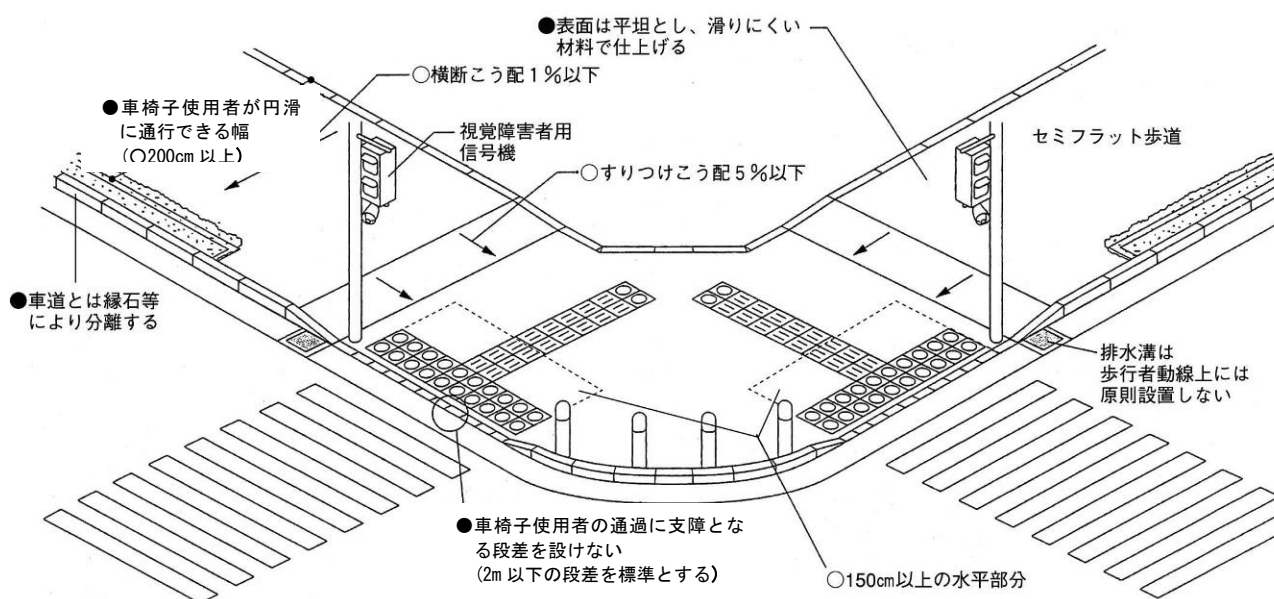


歩道の幅の考え方



出典)「道路の移動円滑化整備ガイドライン」
(一般財団法人 国土技術研究センター)

交差点部の整備例

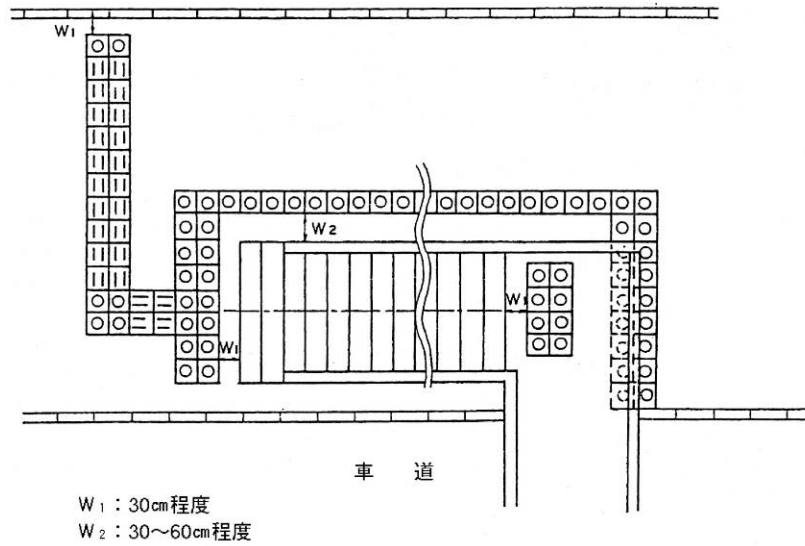


整備例

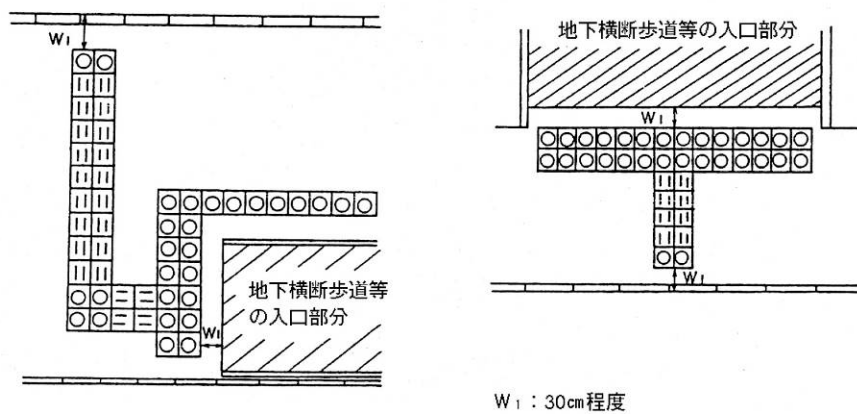
- : 整備基準
- : 整備が望ましい項目

視覚障害者誘導用ブロック等の敷設例

◇横断歩道橋の昇降口の例



◇地下横断歩道等の昇降口の例



4 公園

1 出入口

【基本的な考え方】

- ・公園を誰もが安全かつ快適に利用できるよう、出入口のうち少なくとも1以上は、幅の確保や段差の解消等について考慮します。

整備基準

1以上の出入口は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

解説

- ・120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。
- ・車止めを設ける場合は、1以上はその間隔を90 cm以上とします。
- ・高低差がある場合のすりつけ勾配は10%以下とします。

【基本的な考え方】

2 園路

- ・誰もが安全かつ快適に通行できるよう、幅の確保や段差の解消、表面の滑りにくさ等について考慮するとともに、こうした園路が主要動線となるよう、地形条件を踏まえつつ、計画します。

整備基準

(1) 主要な園路は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ウ 表面は、滑りにくいものとする。

エ 園路を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスター及びつえが落ち込まないよう配慮した溝蓋を設けること。

(2) 案内板を設ける場合には、点字により表示する等視覚障害者が円滑に利用することができるものとする。

解説

- ・120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。
- ・p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照
- ・溝蓋の目が粗いと、車椅子のキャスターや杖が落ち込み、通行に支障となるだけでなく、転倒の危険もあります。
- ・格子型の場合、ピッチ15 mm以下×100 mm以下等の細目タイプとします。

整備が望ましい項目

- ・縦断勾配を5%以下及び横断勾配を1%以下とし、幅は180cm以上とする。ただし、通路の末端及び50m以内ごとに、車椅子が転回できる広さ（180 cm×180cm以上）の場所を設けることにより、幅を120cm以上とすることができる。

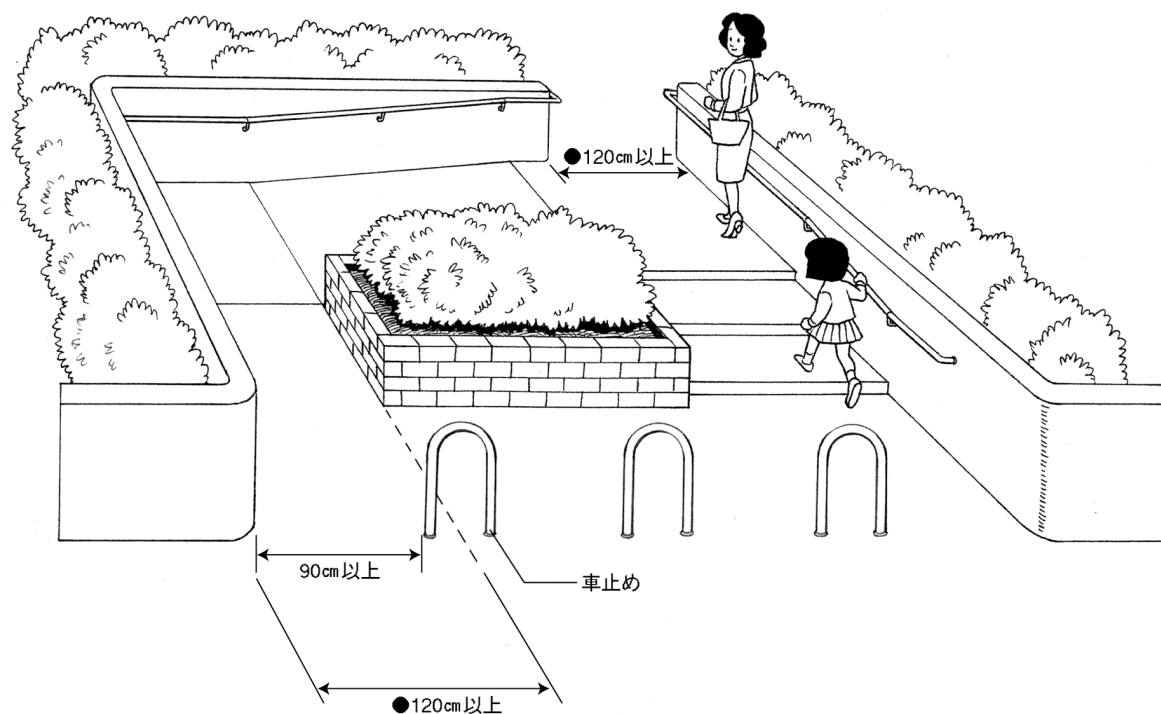
解説

- ・都市公園移動等円滑化基準
- ・勾配については、遊園地等の施設も、都市公園と同様の基準に適合させることが望まれます。

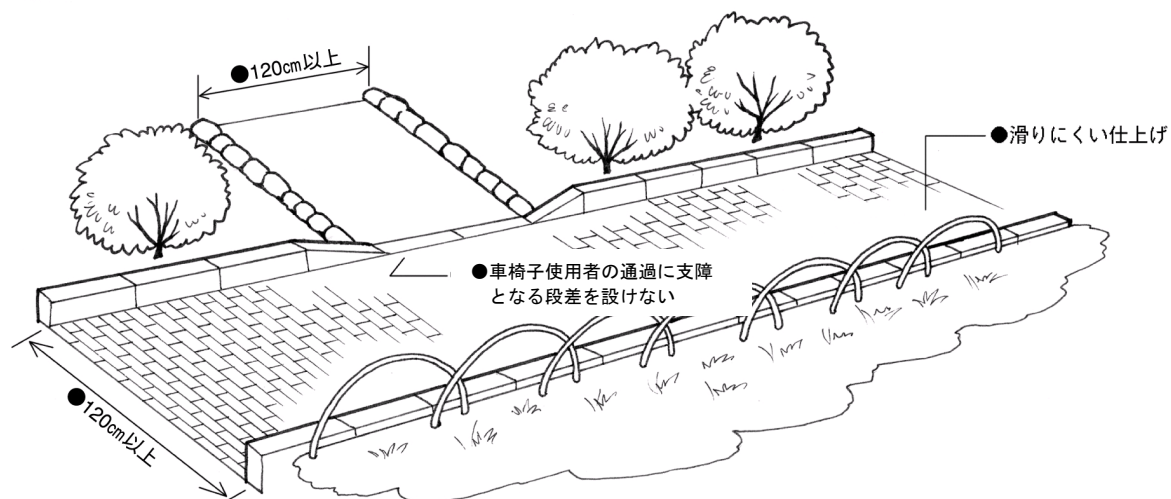
整備例

- : 整備基準
○ : 整備が望ましい項目

■ 出入口の整備例



■ 園路の整備例



3 便所

【基本的な考え方】

- ・誰にとっても、外出時に便所が利用できるかどうかは切実な問題です。したがって、障害者や高齢者等の社会参加を促進する上で、誰もが利用しやすい便所を整備することが重要です。
- ・多様な利用者、利用形態を考慮して、多機能であるよう整備するとともに、複数の便所を設ける場合には、様々なヴァリエーションを持たせるよう工夫します。

整備基準

解説

- (1) 便所を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げることを。
- (2) 便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。
 - ア 次に定める構造の車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあっては、それぞれ1以上）設けること。
 - (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
 - (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
 - (ウ) 戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸）とすること。
 - イ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
 - ウ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の洗面器又は手洗器のうち1以上に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けること。
 - エ 2の項の(1)に定める園路と車椅子使用者用便房との間の経路を構成する園路のうち1以上は、同項の(1)に掲げるものとする。
- (3) 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、手すりを配置した床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。
- (4) 条例別表第2の3の項の(2)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設に、便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。
 - ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあっては、それぞれ1以上）設け、かつ、当該便房及び当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
 - イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設け、かつ、当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、他の場所に乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、かつ、当該場所にその旨を表示した標識を掲示する場合は、この限りでない。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

・「その他これらに類する小便器」とは、床置き式男子用小便器と同様に、杖使用者等が円滑に利用することが可能な床置きに類する小便器を言います。

・遊園地、動物園又は植物園に便所を設ける場合に適用されます。

・大人が用を足すときに、乳幼児を座らせておくための設備です。

・男女ともに使えるよう、男女共用の場所又は男子用、女子用それぞれの場所に設置することが望まれます。

整備が望ましい項目

解説

＜車椅子使用者用便房について＞

- ・他の便房のある便所と一体的に、又は隣接した位置に設けること。
- ・戸の施錠装置は、操作しやすいものとし、緊急時には外部から解錠できるものとする。
- ・荷物棚やフックを設けること。
- ・腰掛便座の背後に背もたれを設けること。
- ・洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易な方式のものとする。
- ・洗浄装置及びペーパーホルダーは、便座及び車椅子上から利用しやすい位置に設けること。
- ・便座から利用できる位置に手洗器を設けること。
- ・緊急通報装置を設けること。
- ・複数の車椅子使用者用便房を設ける場合は、同じ型とせず、様々なヴァリエーションのものとする。

- ・指先での細かな操作が不要なものとし。
- ・車椅子使用者が接近しやすいよう、高さや袖壁の設置等について考慮します。
- ・車椅子使用者にも、立位でも使いやすい高さを考慮します。
- ・座位姿勢の保持が困難な場合や排泄に時間がかかる場合に有効です。介助者が後ろから支える負担の軽減にもなります。
- ・尿器やカテーテルを使用する利用者は、便座に移乗せず、車椅子に座ったまま排泄します。
- ・便座に座ったままの状態の手洗器を使用したい場合に有効です。
- ・便座及び車椅子上から操作できる位置に設けます。
- ・転倒時のために、低い位置にも設けるか床面付近から紐等で操作できるようにします。
- ・身体状況や利き腕の違いによって便座への移乗動作をはじめ、利用形態が様々です。
- ・左右勝手の別に対応してレイアウトを反転させたり、1つの多機能便房では様々な利用者に対応しきれない場合には、設備の異なる多機能便房を分散したりする工夫が求められます。
- ・便器については、一般の卵型形状のものが汎用性がありますが、便器に逆向きにまたがって利用する場合や摘便を行う場合、後始末に介助を要する場合等には、細長い形状のものが有効です。
- ・暖房便座については、知覚麻痺がある場合は、低温やけどをおこすおそれがあることに留意します。
- ・温水洗浄便座とする場合、操作盤は、便器の横に付くと移乗動作の妨げとなる場合があるため、壁面に配置します。

※ 上記のほか p.18 (「1 建築物」の「4 便所」) 参照

5 駐車場

駐車場

【基本的な考え方】

- ・ 障害者や高齢者等の社会参加を促進する上で、自動車は有効な移動手段であることから、駐車場の利便性や安全性に十分配慮することが重要です。
- ・ 車椅子利用者用駐車施設については、安全に乗り降りできるスペースを確保するとともに、出入口に近い位置に設け、当該駐車施設から出入口まで安全かつ円滑に通行できる経路を整備します。

(1) 駐車場（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（以下この表において「普通自動車」という。）のための駐車場に限る）には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子利用者用駐車施設を設けること。

ア 駐車場に設ける駐車施設（普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。以下ア及びイにおいて同じ。）の数が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数

イ 駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数

(2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、3.5メートル以上とすること。

イ 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設の表示をすること。

ウ 車椅子利用者用駐車施設と駐車場の出入口との間の経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(3) (2)のウに定める経路を構成する通路のうち1以上は、次に掲げるものとする。

ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

イ 幅は、120センチメートル以上とすること。

ウ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。

(ア) 手すりを設けること。

(イ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別することができるものとする。

(ウ) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

(エ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

- ・ 350 cmとは、車椅子利用者等の円滑な乗降に必要な幅です。
- ・ 車椅子への移乗等の際にはドアを大きく開ける必要があります。
- ・ 舗装面に国際シンボルマークを塗装する方法や標識を立てる方法があります。

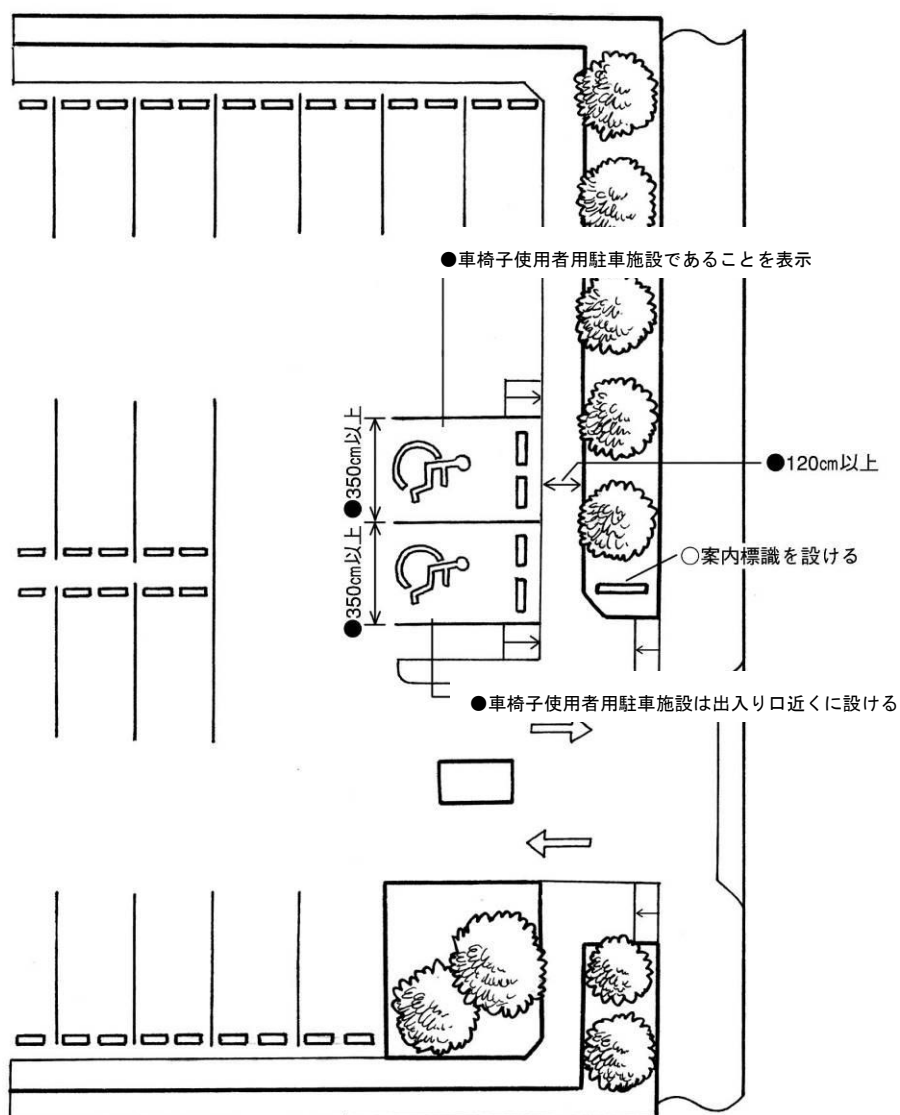
- ・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照
- ・ 120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

- ・ 120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が円滑に通行できる幅です。

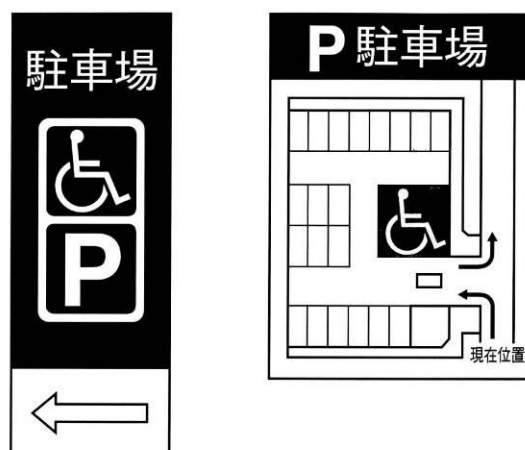
整備例

- : 整備基準
- : 整備が望ましい項目

■駐車場の整備例



■案内標識の例



- (オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- (カ) 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

- ・傾斜路の延長方向に長さ 150 cm以上の水平部分を設けることを標準とします。

整備が望ましい項目	解説
・出入口付近に、道路から見やすい方法により車椅子利用者用駐車施設のある旨を表示すること。	

6 整備誘導基準

1 便所

【基本的な考え方】

- ・オストメイトとは、直腸や膀胱の疾患のため排泄機能に障害を負い、手術によって腹部に人工肛門・人工膀胱（ストーマ）を造設した人のことです。
- ・ストーマには排泄を調整する機能がないため、排泄物を一時的に貯留するストーマ装具を常時装着しておき、便房において排泄物の処理（ストーマ装具からの排泄物の処分、腹部の洗浄、装具の交換等）を行う必要があります。
- ・オストメイトの社会参加を促進する上で、排泄物の処理等を円滑に行える便房を整備することが重要です。

整備誘導基準

解説

条例別表第2の1の項の(2)から(5)までに掲げる用途、同項の(6)に掲げる用途（卸売市場を除く。）若しくは同項の(8)のア、(13)若しくは(15)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設で延べ面積が10,000平方メートル以上のもの又は同項の(19)若しくは同表の3の項の(2)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設に、多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。

ア オストメイト（人工肛門又は人工^{ぼうこう}膀胱）を使用する者をいう。）

が円滑に利用することができるものとして、フラッシュバルブ式汚物流し等が適切に配置された便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあっては、それぞれ1以上）設けること。

イ アに定める便房を設けた便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

- ・オストメイトが円滑に利用することができるものとして、以下のような設備が挙げられます。
- ・ストーマ装具に溜まった便や尿を流すための汚物流し
- ・ストーマ装具を洗浄するための水洗器具
- ・ストーマや周辺の腹部を洗浄するための温水シャワー。
- ・ストーマ装具の再装着などを確認するための姿見鏡。
- ・使用済みストーマ装具を廃棄するための汚物入れ
- ・ペーパーホルダー
- ・水石鹸入れ
- ・荷物棚、フック

整備例

- ・ p. 26～27 を参照

2 ホテル又は旅館の客室

【基本的な考え方】

- ・誰もが外出や旅行等の機会を楽しめるよう、宿泊施設では、様々な利用者に対応した整備が求められます。
- ・車椅子使用者が利用できる構造の客室を整備するほか、聴覚障害者や視覚障害者に対応した設備等を設置します。

整備誘導基準	解説
(1) 条例別表第2の1の項の(7)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設で延べ面積が5,000平方メートル以上のものには、車椅子使用者用客室を1以上設けること。 (2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものとする。 ア 便所は、次に掲げるものとする。 (7) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (ウ) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (エ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 浴室等は、次に掲げるものとする。 (7) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (ウ) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (エ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	・ p.18 (「1 建築物」の「4 便所」) 参照 ・ p.74 (「1 建築物」の「9 浴室等」) 参照

整備が望ましい項目	解説
・ 浴室や便所には、非常呼出ボタンを設置すること。 ・ 聴覚障害者に対応した設備を設置又は貸し出しすること。 ・ 客室の戸は、部屋番号等を点字により表示する等視覚障害者が円滑に利用できるものとする。 ・ 避難経路を示す案内板等は、点字により表示すること。	・ 以下のような設備を備えることが望まれます。 ・ 屋内信号装置（目覚まし時計、ドアのノックやチャイム、火災報知器の警報音、電話やファックスの着信等を感知し、振動やフラッシュライトの点滅等で知らせる装置） ・ ファックス ・ 音量増幅装置付き電話機 ・ 振動式目覚まし時計 ・ 文字放送受信テレビ

3 授乳場所

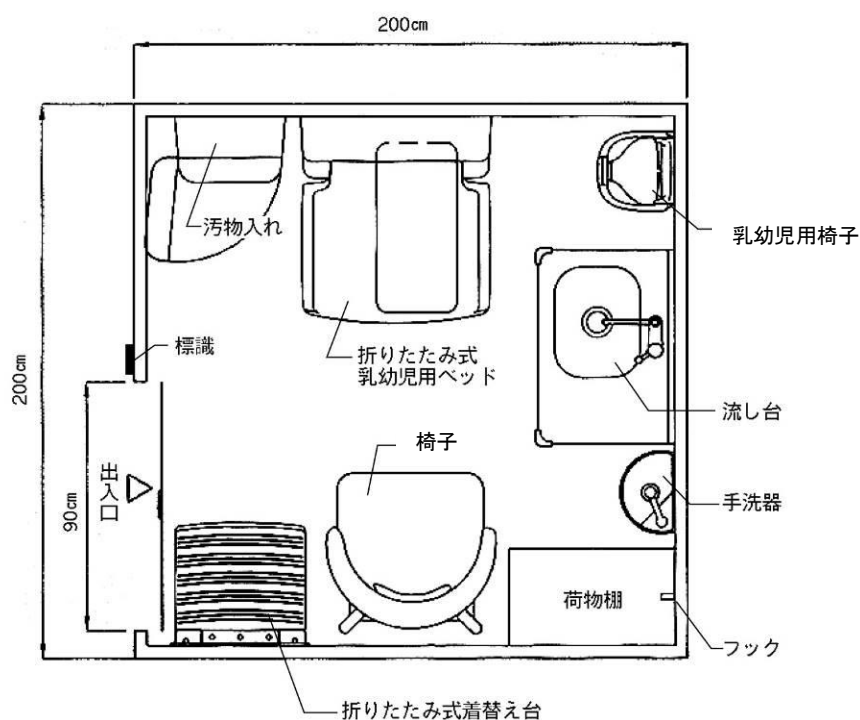
【基本的な考え方】

- ・乳幼児同伴で外出しやすいよう、様々な施設、特に、比較的長時間滞在する施設において授乳場所を設けることは、子育て支援の観点からも有効と考えられます。
- ・授乳やおむつ替えのための設備を設けるとともに、プライバシーの確保や清潔さに留意します。
- ・男性の利用（哺乳瓶での授乳）にも配慮する必要があります。

整備誘導基準	解説
(1) 条例別表第2の1の項の(2)から(5)までに掲げる用途、同項の(6)に掲げる用途（卸売市場を除く。）、同項の(8)のアに掲げる用途、同項の(12)に掲げる用途（遊技場を除く。）、同項の(13)に掲げる用途若しくは同項の(15)に掲げる用途（飲食店に限る。）に供する特定まちづくり施設で延べ面積が5,000平方メートル以上のもの又は同表の3の項の(2)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設にあっては、授乳場所を1以上設けること。 (2) 授乳場所は、次に掲げるものとする。 ア ベビーベッド、椅子等が適切に配置されていること。 イ 授乳場所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。	次のような設備を備えることが望まれます。 ・椅子 ・調乳用の流し台、給湯設備 ・おむつ替え等のためのベビーベッド ・手洗器 ・汚物入れ ・荷物棚、フック

整備例

■授乳場所の整備例



4 避難口誘導灯

【基本的な考え方】

- ・非常時には、様々な方法により、障害者や高齢者をはじめ全ての利用者に情報を確実に伝え、安全に避難できるよう誘導することが必要です。
- ・聴覚障害者は、火災発生に気づくのが遅れる傾向があります。したがって、火災等の非常時に、ベルや館内放送といった音声だけでなく視覚による情報伝達ができる設備を設置します。

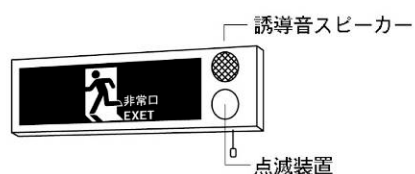
整備誘導基準

解説

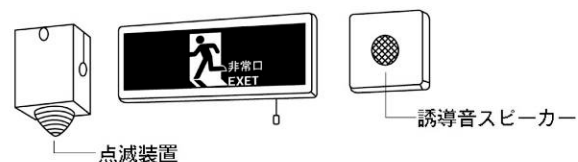
条例別表第2の1の項の(2)から(5)までに掲げる用途、同項の(6)に掲げる用途（卸売市場を除く。）若しくは同項の(7)、(8)のA若しくは(11)から(16)までに掲げる用途に供する特定まちづくり施設で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの又は同項の(19)若しくは(24)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設で自動火災報知設備を設けるものにあつては、点滅機能及び音声誘導機能を有する避難口誘導灯を設けること。

整備例

■点滅機能・音声誘導機能付き避難口誘導灯の例

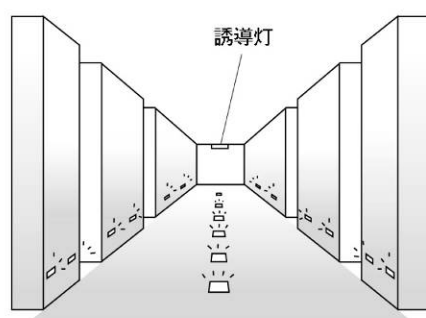


【既設誘導灯に追加取付する方法】

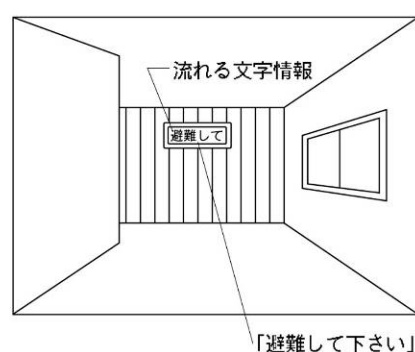


■視覚情報による避難誘導設備のその他の例

◇光走行式避難誘導装置の例



◇文字情報が流れる電光掲示板の例



5 集団補聴設備

【基本的な考え方】

- ・誰もが音楽鑑賞や観劇、スポーツ観戦、講演会への参加といった活動を楽しめるよう、様々な利用者を想定して整備することが求められます。
- ・聴覚障害者（難聴者）が会場内の騒音の中でも必要な音声を聞き取りやすくするための設備を設置します。

整備誘導基準

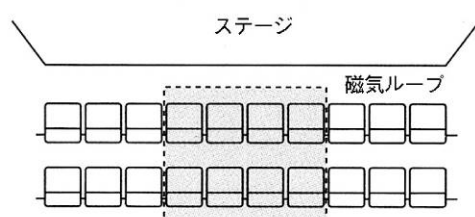
条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設にあっては、磁気ループ等の集団補聴設備を設けた客席を設けること。

解説

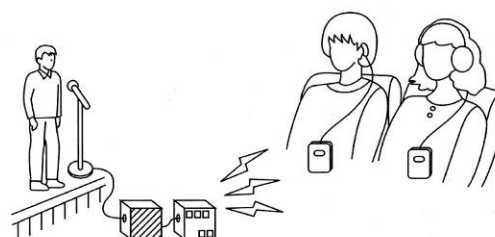
- ・集団補聴設備として、磁気ループのほかに、赤外線補聴システム、FM補聴システムがあります。

整備例

■磁気ループ



■赤外線システム



磁気ループ	マイクからの音声信号を、ループアンプから床面に敷設したループアンテナに流してループに電磁波を発生させ、補聴器の磁気誘導コイル（Tコイル）で受信して聞くシステムです。 補聴器のスイッチを「T」（又は「MT」）に切り替えると、マイクからの音声だけが補聴器に入るので、会場内の騒音に影響されずに聞き取ることができます。 可搬式のものもあります。
赤外線補聴システム	マイクからの音声を赤外線送信機により赤外線に変換して放射し、専用の赤外線受信機を通して聞くシステムです。受信機はヘッドホン又は補聴器に接続します。
FM補聴システム	マイクからの音声をFM電波で送信し、受信機を通して補聴器で聞くシステムです。受信機を内蔵した補聴器を利用する方法と、受信機に補聴器を接続する方法があります。

7 整備基準への適合が 困難な場合の措置

1 小規模な施設に係る基準の特例

【基本的な考え方】

- ・小規模な施設で、空間的な制約等により整備基準に適合させることが困難な場合であっても、要所である程度の介助があれば障害者や高齢者等が利用できるよう、可能な限りの整備が求められます。

緩和基準

解説

※ 緩和基準の適用対象となる特定まちづくり施設（建築物）については、p.134（「整備基準等適用表」）を参照してください。

整備項目	緩和する場合	緩和基準
1 便所	別表第1の1の表の4の項の(2)の規定によることが困難な場合	(1) 次に掲げるものとしてすることができる。 ア 次に定める構造の便房（以下「手すり付き洋式便房」という。）を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上）設けること。 (7) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (4) 戸は、内開き戸としないこと。 イ 洗面器又は手洗器には、レバー式、光知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けること。 (2) (1)の場合において、別表第1の1の表の7の項の規定の適用については、同項中「車椅子使用者用便房」とあるのは、「手すり付き洋式便房のある便所」とする。
2 障害者や高齢者をはじめ全ての人が利用しやすい経路	玄関ホールで靴の着脱を行う利用形態の建築物であつて、当該玄関ホールにおいて別表第1の1の表の7の項の(3)のエの規定によることが困難な場合	次に掲げるいずれかのものとしてすることができる。 ア 当該玄関ホールに仮設の傾斜路又は手すりを設けること。 イ 当該玄関ホールを、当該建築物内に常時勤務する者がいる案内設備から容易に視認することができるようにすること。 ウ 道等から当該玄関ホールまでの経路において、当該建築物内に常時勤務する者と通話することができる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する設備を設けること。
	別表第1の1の表の7の項の(5)のウの規定によることが困難な場合	車椅子使用者が乗降する際に当該建築物内に常時勤務する者による誘導が適切に実施される場合に限り、かごの奥行きは、115センチメートル以上とすることができる。
3 視覚障害者が円滑に利用することができる経路	別表第1の1の表の8の項の規定によることが困難な場合	次のいずれかに該当する場合は、中欄の規定は、適用しない。 ア 道等から当該建築物内に常時勤務する者と通話することができる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する設備まで容易に到達できる場合 イ 道等から建築物の主要な出入口までの経路を、当該建築物内に常時勤務する者がいる案内設備から容易に視認することができる場合

・内開き戸では、便房内の動作が窮屈になるほか、転倒等の非常時の救助が困難です。

・「手すり付き洋式便房」まで車椅子で到達できるよう、当該便房のある便所の出入口までの経路については、整備基準に基づく整備を求めるものです。

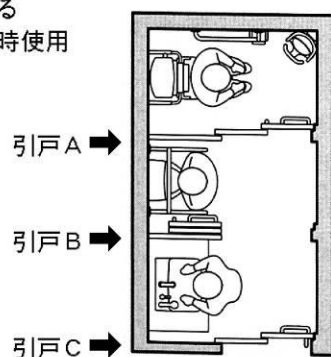
・例えば、1階がピロティ形式で2階に玄関がある場合、エレベーターの乗降ロビー等にインターホンを設置することが求められます。

整備例

■利用者に応じてスペースを変えることができる便所の例

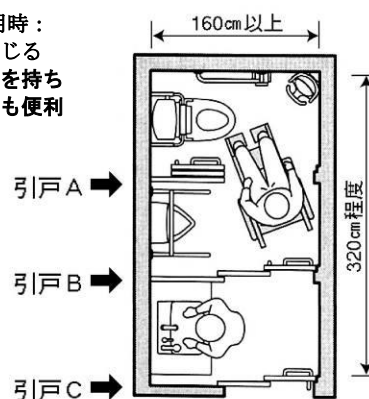
◇通常時：

引戸 A を閉じる
3 人までの同時使用
が可能

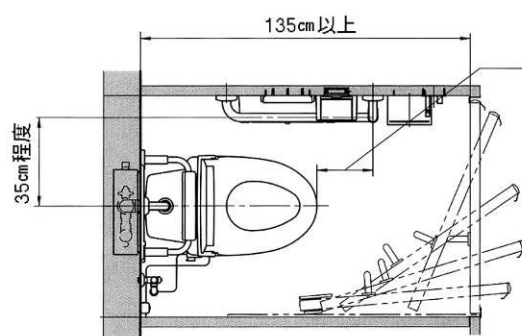


◇車椅子利用時：

引戸 B を閉じる
ベビーカーを持ち
込むときにも便利



■引き込み戸



縦手すりは便器先端から
25cm 程度

開閉時の戸の軌道が小さいので、
便所内の空間が限られており
引き戸や外開き戸とすることが
困難な場合に有効

2 条例第18条第1項ただし書

【基本的な考え方】

- ・条例第18条第1項には、整備基準への適合義務を規定していますが、ただし書として規則で定めるやむを得ない場合に整備基準への適合を緩和する規定を設けています。この規定を適用した整備項目については、ソフト面で補完すること等により安全かつ円滑に利用することができるよう配慮し、その内容を協議において提出する必要があります。（条例第18条第2項及び条例施行規則第7条第3項）ただし、応急仮設建築物等であるときは、協議を要しません。
- ・条例第18条第1項ただし書の規定は、バリアフリー法に規定する整備基準には適用できません。

緩和基準	解説
＜条例＞ 第18条 第14条第1項の規定にかかわらず、事業者は、特定まちづくり施設を設置しようとするときは、規則で定める整備基準に適合させなければならない。ただし、地形又は敷地の状況、建築物の構造、施設の利用の目的その他やむを得ない事由により、当該整備基準に適合させることが困難である場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。 2 特定まちづくり施設について前項ただし書の規定の適用を受けた事業者は、当該特定まちづくり施設を、障害者や高齢者をはじめ全ての人が安全かつ円滑に利用することができるよう配慮しなければならない。 ＜条例施行規則＞ 第6条の2 条例第18条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 特定まちづくり施設の敷地の高低差が著しいため傾斜路の勾配を整備基準に適合させることができない場合等地形又は敷地の状況から整備基準に適合させることが困難である場合 (2) 建築物の用途を変更して特定まちづくり施設を設置する場合で、廊下の幅を整備基準に適合させるための空間を確保することができないとき等建築物の構造から整備基準に適合させることが困難である場合 (3) 特定まちづくり施設内の特定の区画について整備基準に適合させることにより当該区画の設置の目的を達成することができなくなる等特定まちづくり施設内の特定の施設、区画等の設置又は利用の目的、用途等から当該特定の施設、区画等を整備基準に適合させることが困難である場合 (4) 特定まちづくり施設を設置する場合で、当該特定まちづくり施設が条例第19条第1項第2号に規定する応急仮設建築物等であるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、特定まちづくり施設を整備基準に適合させることができない事由が、第1号から第3号までの場合に準じる事由であると知事が認める場合	・条例第18条第1項のただし書を適用した場合であっても、従事者がソフト面で補完すること等により、安全かつ円滑に利用することができるよう配慮した計画を検討してください。（配慮の例については次ページを参照して下さい。） （参考） 整備基準への適合が困難場合等の例 ・敷地が小規模で、道路から出入口までの距離が短いため整備基準に適合するスロープの設置が困難な場合など ・既存建築物で出入口を拡張することが建築物の構造上難しいため、出入口の幅80cmの確保が困難な場合など ・茶室や大学内のレスキュー訓練施設棟など ・国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するものや公益上必要なもの等（建築基準法第85条第1項、第2項及び同法第87条の3第1項） ・上記の場合に準じて施設の利用状況等から整備基準に適合させることが困難な場合など

○安全かつ円滑に利用するための配慮

整備基準に適合しない場合であっても、施設の利用者が安全かつ円滑に利用するための配慮を行うことが必要です。

ここで示しているのは、配慮の参考例であり、実際には、施設の利用者特性に合わせた配慮を検討し、建築物をわかりやすい動線計画、全体構成とした上で、高齢者や障害のある方等、施設利用に必要な情報を得るための配慮が必要な利用者にわかりやすい案内表示、案内設備を設けたり、敷地内及び建築物内での高齢者や車椅子使用者等の移動支援や、障害のある方の多様な利用者の案内・誘導に必要な人的配置を計画してください。

<条例>

第18条

- 2 特定まちづくり施設について前項ただし書の規定の適用を受けた事業者は、当該特定まちづくり施設を、障害者や高齢者をはじめ全ての人が安全かつ円滑に利用することができるよう配慮しなければならない。

<条例施行規則>

第7条

- 3 条例第18条第1項ただし書の規定の適用を受けようとする事業者が行う前2項の協議は、前2項の図書のほか整備基準への適合が困難な特定まちづくり施設に関する協議書（別記第3号の2様式）を添付して行わなければならない。

1 配慮措置の参考例

(1) 地形又は敷地の状況から整備基準に適合させることが困難である場合

<事例1> 傾斜路の勾配を整備基準に適合させることができない場合

- ・ 傾斜路の前にインターホンを設置し、利用者が呼び出しできるようにする。
- ・ 出入口を見通せる位置に受付を設置し、すぐに来訪者を把握できるようにする。
- ・ 事前に電話・メール等による来訪予約を行う。

<事例2> 段差解消や傾斜路の設置ができない場合

- ・ 簡易スロープを設置。

(2) 用途変更をする場合で、建築物の構造から整備基準に適合させることが困難である場合

<事例3> 廊下の幅員120cmを確保することができない場合

- ・ 電動車椅子の使用が困難な施設内で、乗り換え用の車椅子を準備し、利用者の意向を確認した上で、車椅子使用者の援助を行う。
- ・ 廊下の前後に、すれ違う人が待機する場所を確保する。

<事例4> 出入口の幅員80cmを確保することができない場合

- ・ 出入口にインターホンを設置する。
- ・ 車椅子使用者を支援することができる人員を配置する。

<事例1～4に共通の配慮>

- ・ 利用者に意向を確認した上で、車椅子を押すなどの援助や視覚障害者の誘導を行うなど各々の障害の特性に応じた配慮を行う。＜人的支援＞
- ・ ホームページ等で施設の整備状況や人的支援について情報提供を行う。＜情報提供＞
- ・ 配慮が必要な人への非常時の安全対策を講じる。＜安全対策＞

2 項目別

◇人的支援

- ・ 障害の特性に応じた支援を行う。(視覚障害者の誘導、車椅子を押す等)
- ・ 電話、インターネット等による事前予約により、利用時間を把握して対応する。
- ・ タブレットや点字ガイド、手話等を用いた説明
- ・ 手話や筆談のできる従業員の配置
- ・ 利用者に適した部屋を事前に手配
- ・ 人的な支援が行えるよう、従業員に対する教育を行う。

◇備品や機器による支援

- ・ 車椅子でのすれ違いが困難な場合、車椅子が通行する間、待機できるスペースを確保する。
- ・ インターホン、出入口を見通せる受付を設置する。
- ・ 簡易スロープを設置する。
- ・ 施設内に貸し出し用車椅子を準備する。

◇情報提供

- ・ 施設内の見やすい場所に人的支援等についての案内を掲示する。
- ・ 施設のホームページ等で施設内の整備状況や人的支援等の情報提供を行う。
- ・ 電話やインターネット等による事前予約を行う。
- ・ 予約時に、施設内の整備状況と人的支援等について説明を行う。

◇非常時の安全対策

- ・ 非常時の避難誘導人員の確保

III 參考資料

1 整備基準等適用表

用 途		
建築物	(1) 学校	公立小学校等（小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの）又は特別支援学校 上記以外のもの
	(2) 病院又は診療所	
	(3) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
	(4) 集会場又は公会堂	
	(5) 展示場	
	(6) 卸売市場又は百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗	卸売市場 上記以外のもの
	(7) ホテル又は旅館	
	(8) 事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 上記以外のもの
	(9) 共同住宅、寄宿舎又は下宿	
	(10) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。） 上記以外のもの
	(11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	(12) 体育館、水泳場、ボーリング場その他 これらに類する運動施設又は遊技場	体育館（一般公共の用に供するものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供するものに限る。）若しくはボーリング場 遊技場 上記以外のもの
	(13) 博物館、美術館又は図書館	
	(14) 公衆浴場	
	(15) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	飲食店 上記以外のもの
	(16) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装 屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む 店舗	郵便局、銀行その他の金融機関の店舗又は電気事業・ガス事業・電気通信事業に係る営業所 理髪店又は美容院 上記以外のもの
	(17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、 囲碁教室その他これらに類するもの	自動車教習所又は学習塾 上記以外のもの
	(18) 工場	
	(19) バリアフリー法第2条第5号に規定する旅客施設	
	(20) 自動車の停留又は駐車のための施設	一般公共の用に供するもの 上記以外のもの
	(21) 公衆便所	
	(22) 公共用歩廊	
	(23) 火葬場	
	(24) 神社、寺院又は教会	
	(25) 消防法第8条の2第1項に規定する地下街	
公園	(2) 遊園地、動物園又は植物園（(1)に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）	

注）対象規模については、整備基準の適用に当たっては用途面積（工事部分の床面積の合計）で、小規模緩和及び整備誘導基準の適用に当たっては延べ面積（1棟全体の床面積の合計。増改築等の場合は、増改築等の後の1棟全体とします。）で考えます。

整備基準		小規模緩和		整備誘導基準			
昇降機設置義務 対象の概要		便所 子育て支援		便所 オストメイト	授乳場所	避難口 誘導灯	集団補聴 設備
用途面積	階数	用途面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積
1,000㎡以上	2						
2,000㎡以上	3						
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満 *2	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	全て
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満 *3	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	全て
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
			500㎡未満				
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2		500㎡未満			1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上		10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
3,000㎡以上	3						
3,000㎡以上	3						
1,000㎡以上	2		500㎡未満 *4				
2,000㎡以上	3						
1,000㎡以上	2		500㎡未満 *5			1,000㎡以上	
2,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満		5,000㎡以上	1,000㎡以上	
2,000㎡以上	2		500㎡未満			1,000㎡以上	
		1,000㎡以上 *1	500㎡未満		5,000㎡以上	1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上		10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満			1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
			500㎡未満	10,000㎡以上		1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上				1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満			1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満			1,000㎡以上	
2,000㎡以上	3						
高低差がある場合		5,000人／日以上		全て		全て	
2,000㎡以上	2						
50㎡以上	2		50㎡未満				
						全て	
		全て		全て	全て		

*1 一般公共の用に供されない体育館及び一般公共の用に供されない水泳場を除きます。

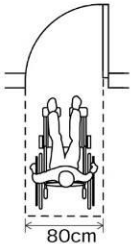
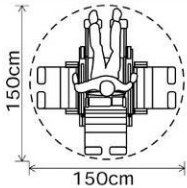
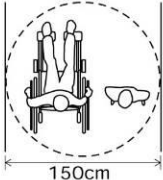
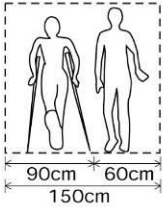
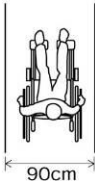
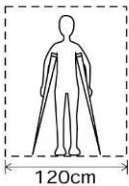
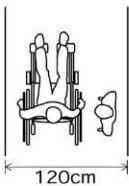
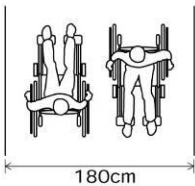
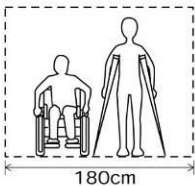
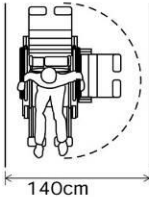
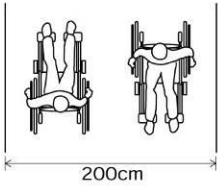
*2 病院及び病室を有する診療所を除きます。

*3 1室の床面積が200㎡以上の集会室を有するものを除きます。

*4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第5条第17項に規定する共同生活援助及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行うための建築物に限ります。

*5 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援並びに老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業及び同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行うための建築物に限ります。

2 主な寸法の基本的な考え方

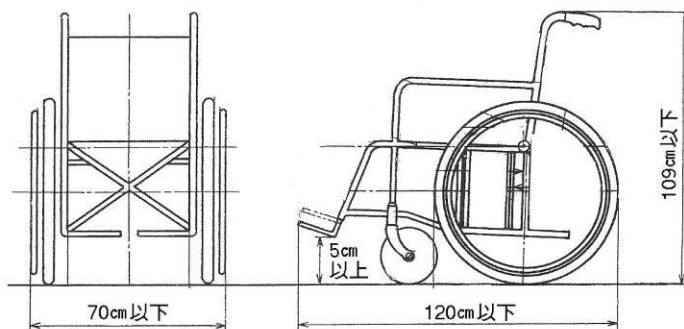
幅	基本的な動作	幅	基本的な動作
80cm	・車椅子が通過できる幅 [例] 屋内の出入り口の幅 	150cm	・車椅子が 360° 回転できる幅  ・車椅子と歩行者がすれ違える幅  ・二本杖使用者と歩行者がすれ違える幅 
90cm	・車椅子が通過しやすい幅 [例] 玄関の出入り口の幅 		
120cm	・二本杖使用者が通行しやすい幅  ・車椅子が通行しやすい幅 ・歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅 [例] 廊下の幅 	180cm	・車椅子同士がすれ違える幅  ・二本杖使用者と車椅子がすれ違える幅 [例] 望ましい廊下の幅 
140cm	・車椅子が 180° 転回できる幅 [例] 廊下の幅 	200cm	・車椅子同士が走行できる幅 [例] 歩道の幅 

3 車椅子使用者に関する寸法

(1) 車椅子の寸法

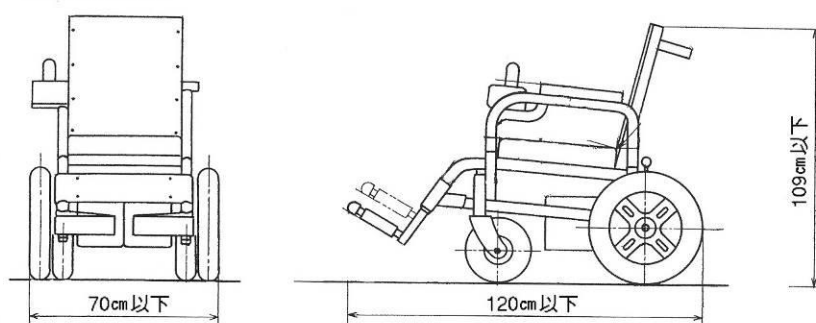
自走用標準型

■手動車椅子の寸法 (JIS T 9201)

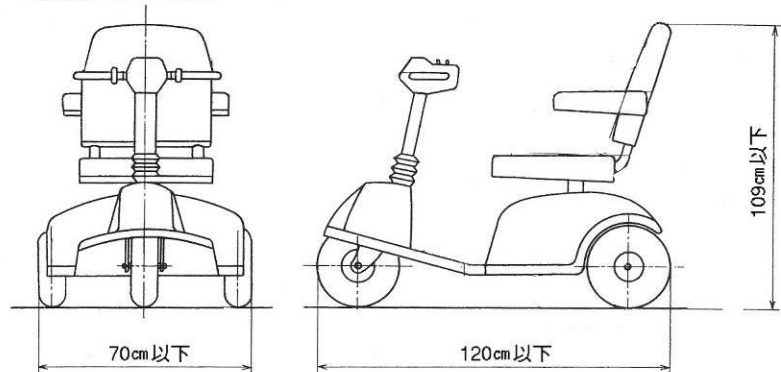


■電動車椅子の寸法 (JIS T 9203)

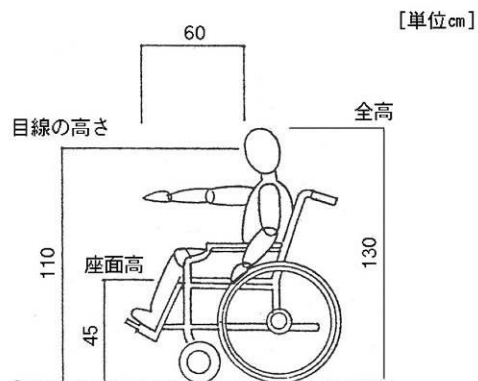
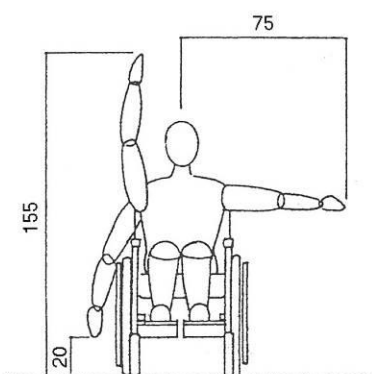
自操用標準形



自操用ハンドル形



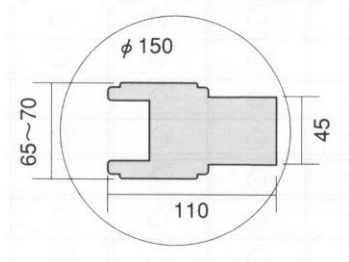
(2) 車椅子使用者の人間工学的寸法



(3) 車椅子使用者の動作寸法

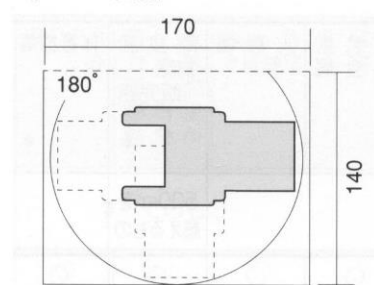
■手動車椅子の 最小動作空間

◇360° 回転（最小の回転円）

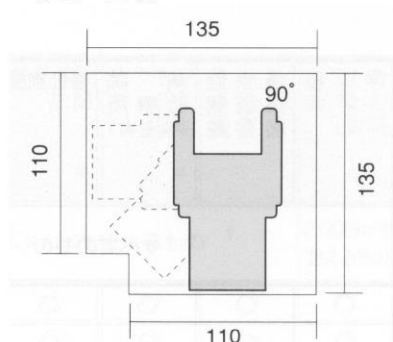


◇180° 回転

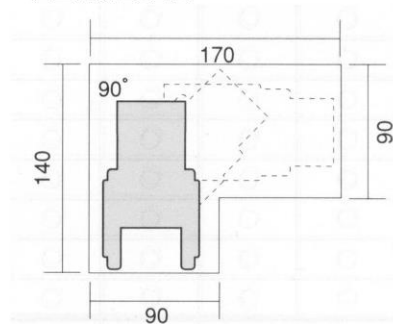
[単位：cm]



◇90° 回転

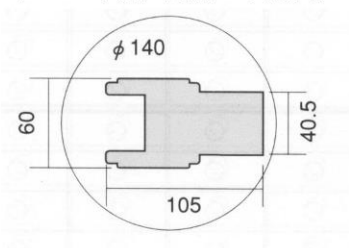


◇直角路の通過

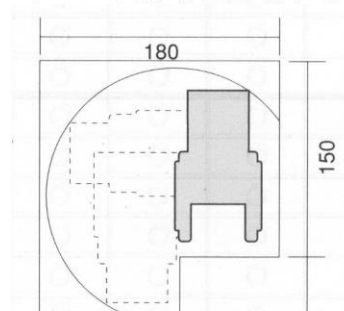


■電動車椅子の 最小動作空間

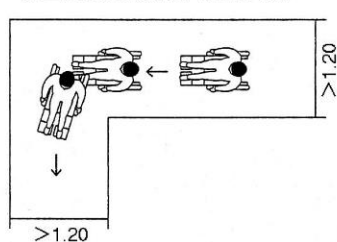
◇360° 回転（最小の回転円）



◇180° 回転（片側車輪中心）

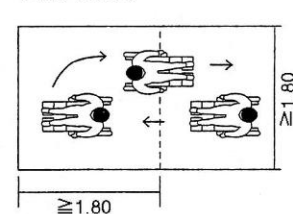


◇直角路の通過（屋外用）

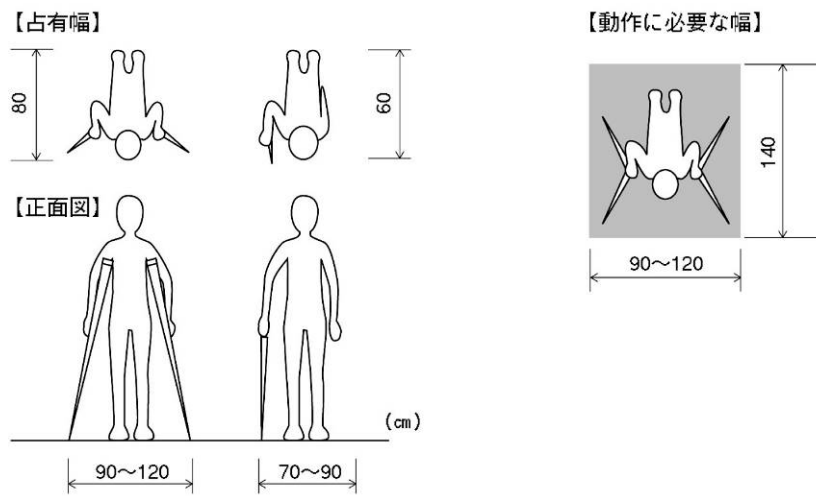


◇方向転換

[単位：m]



4 杖使用者の人間工学的寸法



5 床（路面）仕上げの考え方

【基本的な考え方】

- ・床（路面）の材料及び仕上げは、床（路面）の使用環境を考慮し、障害者や高齢者をはじめ誰もが安全かつ快適に通行できるものとします。
- ・玄関部分等濡れやすい箇所や傾斜面に使用する材料や仕上げについては、特に配慮が必要です。

【床（路面）の仕上げと設計・施工上の配慮事項】

（外部仕上げ）

表面の仕上げ	通 行 性	配 慮 事 項
・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 ・豆砂利洗い出し舗装	◆一般に凹凸が少なく、滑りにくいため通行しやすい。	◆透水性に乏しいため、排水処理について十分な検討が必要になる。
・レンガ舗装 ・タイル舗装 ・インターロッキング舗装 ・木レンガ舗装	◆目地のくぼみが大きいと、車椅子に振動が伝わることにより、不快感が生じるだけでなく身体状況によっては通行が困難となる。また、杖やつま先がひっかかりやすい。 ◆路盤が軟弱な場合、舗装材が浮いたり傾いたりして凹凸がしやすい。 ◆素材や仕上げによっては、濡れると滑りやすいものがある。	◆できるだけ目地幅を詰め、不陸がないように仕上げる。 ◆地盤の悪い場所や車が乗り入れる箇所等では、路盤の構造にも留意する。 ◆濡れても滑りにくい材料や仕上げのものを選択する。
・土系舗装	◆一般に凹凸が少なく、滑りにくいため通行しやすい。	◆雨による浸食等により凹凸がでやすいため、十分な維持補修が必要になる。 ◆透水性に乏しいため、排水処理について十分な検討が必要になる。
・芝舗装 ・木チップ舗装	◆表面が柔らかく、車椅子の通行は困難。	◆車椅子の通行が予測される箇所には適さない。
・砂利舗装	◆締め固めをしない砂利敷きでは、車椅子の車輪が食い込みやすく、通行は困難。	◆車椅子の通行が予測される箇所には適さない。
・石張舗装 （右欄のほか、レンガ舗装の欄を参照）	◆割肌の小舗石等、表面の凹凸や目地のくぼみが大きいものは、車椅子使用者や杖使用者等の通行は困難。 ◆磨き仕上げをしたものは、濡れると滑りやすい。	◆表面の凹凸が大きいものは、車椅子の通行が予測される箇所には適さない。 ◆できるだけ目地幅を詰め、不陸がないように仕上げる。 ◆小叩き仕上げやバーナー仕上げ等、凹凸が小さく滑りにくい仕上げとする。

（内部仕上げ）

表面の仕上げ	通 行 性	配 慮 事 項
・塩化ビニルシート ・塩化ビニルタイル	◆一般に通行しやすい。	◆玄関部分等、濡れやすい箇所はエンボス（凹凸）加工のものを選択する。
・タイル ・石	（上表のタイル舗装、石張舗装の欄を参照）	（上表のタイル舗装、石張舗装の欄を参照）
・じゅうたん ・タイルカーペット	◆毛足の長いものは車椅子で通行しにくい。	◆毛足の短いものとする。
・塗床	◆一般に通行しやすい	◆水に濡れやすい箇所は、ノンスリップ仕上げとする。
・木 ・フローリング	◆一般に通行しやすいが、素材や仕上げによっては滑りやすいものがある。	◆滑りにくい材料や仕上げのものを選択する。

【その他の留意事項】

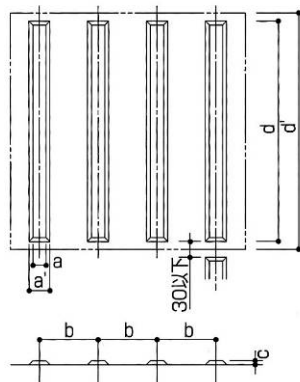
- ・滑りにくさが大きく異なる材料の複合使用は、滑ったりつまずいたりする原因となりますので、避けるようにします。
- ・置き敷きのじゅうたんや靴拭きマット等は、端部がめくれたり段差となったりしますので、使用にあたっては注意が必要です。

6 視覚障害者誘導用ブロック等

■視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列 (JIS T 9251)

◇線状突起の形状及びその配列

線状突起の本数は4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

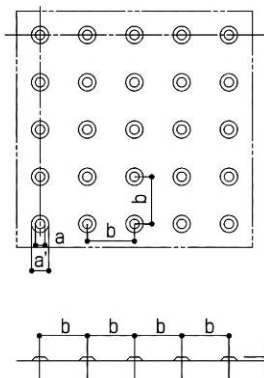


記号	寸法	許容差
a	17	+1.5
a'	a+10	0
b	75	
c	5	+1
d	270以上	0
d'	d+10	

備考 ブロック等の継ぎ目部分(突起の長手方向)における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm以下とする。

◇点状突起の形状及びその配列

点状突起を配列するブロック等の大きさは、300mm(目地込み)四方以上で、点状突起の数は25(5×5)点を下限とし点状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。



記号	寸法	許容差
a	12	+1.5
a'	a+10	0
b	55~60*	
c	5	+1

注* この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

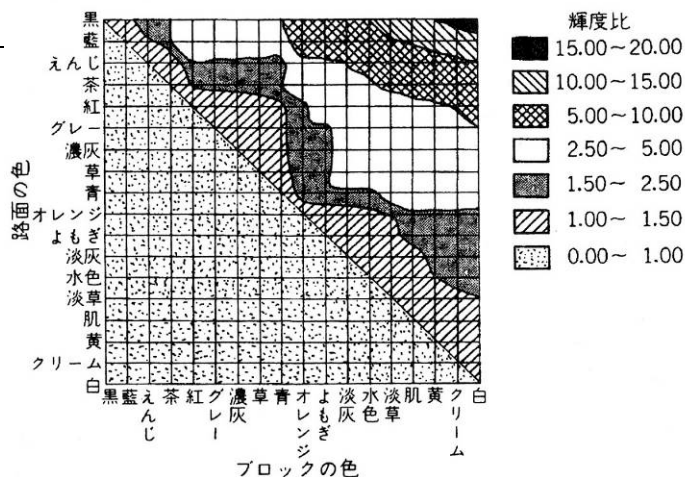
7 輝度比

視覚障害者誘導用ブロック等は、一般的に黄色と認知されていますので、黄色を用いるのが基本ですが、床(路面)の色彩によっては識別することが困難になる場合も生じます。

舗装路面上における視覚障害者誘導用ブロック等の視認性を示す指標として、輝度比があります。それぞれの輝度を輝度計により測定し、以下の式によって算出したものです。輝度比 1.0 以下の場合は、逆数で示します。

$$\text{輝度比} = \frac{\text{誘導用ブロック等の輝度 (cd/m}^2\text{)}}{\text{舗装路面の輝度 (cd/m}^2\text{)}}$$

色の組み合わせと輝度比



「視覚障害者誘導用舗装の現況に関する調査例」(岩崎聖司、坂口陸男、秋山哲男 舗装 29-4 1994)の研究では、晴天時において輝度比 1.5~2.5 の組み合わせが、弱視者、晴眼者双方にとって問題のない範囲とされています。

※ 輝度 (cd/m²): ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー(発散する光の量)を比視感度(電磁波の波長ごとに異なる感度)で計測したものです。輝度は輝度計により測定することができます。

8 案内用図記号 (JIS Z8210)

公共・一般施設

				
案内 Information	案内所 Question & answer	病院 Hospital	救護所 First aid	警察 Police
				
お手洗 Toilets	男女共用お手洗 All gender toilet	こどもお手洗 Children's toilet	男性 Men	女性 Women
				
障害のある人が 使える設備 Accessible facility	スロープ Slope	飲料水 Drinking water	喫煙所 Smoking area	チェックイン/受付 Check-in/Reception
				
忘れ物取扱所 Lost and found	ホテル/宿泊施設 Hotel/Accommodation	きっぷうりば/ 精算所 Tickets/Fare adjustment	手荷物一時預かり所 Baggage storage	コインロッカー Coin lockers
				
休憩所/待合室 Lounge/Waiting room	ミーティング ポイント Meeting point	銀行・両替 Bank, money exchange	キャッシュサービス Cash service	郵便 Post
				
電話 Telephone	ファックス Fax	カート Cart	エレベーター Elevator	エスカレーター Escalator
				
上りエスカレーター Escalator, up	下りエスカレーター Escalator, down	階段 Stairs	ベビーケアルーム Baby care room	授乳室 (女性用) Baby feeding room (for women)



ベビーチェア
Baby chair



着替え台
Changing board



カームダウン・クール
ダウン
Calm down, cool down

				
授乳室 (男女共用) Baby feeding room (for men and women)	おむつ交換台 Diaper changing table	クローク Cloakroom	更衣室 Dressing room	更衣室 (女性) Dressing room (women)
				
シャワー Shower	浴室 Bath	水飲み場 Water fountain	くず入れ Trash box	リサイクル品回収施 設 Collection facility for the recycling products
				
高齢者優先設備 Priority facilities for elderly people	障害のある人・ けが人優先設備 Priority facilities for injured people	内部障害のある人 優先設備 Priority facilities for people with internal disabilities, heart pacer, etc.	乳幼児連れ優先設備 Priority facilities for people accompanied with small children	妊産婦優先設備 Priority facilities for expecting mothers
				
高齢者優先席 Priority seats for elderly people	障害のある人・ けが人優先席 Priority seats for injured people	内部障害のある人 優先席 Priority seats for people with internal disabilities, heart pacer, etc.	乳幼児連れ優先席 Priority seats for people accompanied with small children	妊産婦優先席 Priority seats for expecting mothers
				
ベビーカー Prams/Strollers	無線 LAN Wireless LAN	充電コーナー Charge point	自動販売機 Vending machine	海外発行カード 対応 ATM ATM for overseas cards
				
オストメイト用設備/オス トメイト Facilities for Ostomy or Ostomate	洋風便器 Sitting style Toilet	和風便器 Squatting style toilet	温水洗浄便座 Spray seat	介助用ベッド Care bed

交通施設

				
航空機/空港 Aircraft/Airport	鉄道/鉄道駅 Railway/Railway station	船舶/フェリー/港 Ship/Ferry/Port	ヘリコプター/ ヘリポート Helicopter/Heliport	バス/バスのりば Bus/Bus stop
				
タクシー/ タクシーのりば Taxi/Taxi stop	レンタカー Rent a car	自転車 Bicycle	ロープウェイ Cable car	ケーブル鉄道 Cable railway
				
駐車場 Parking	出発 Departures	到着 Arrivals	乗り継ぎ Connecting flights	手荷物受取所 Baggage claim
				
税関/荷物検査 Customs/Baggage check	出国手続/入国手続/ 検疫/書類審査 Inspection Immigration/Quarantine/ Inspection	駅事務室/駅係員 Station office/ Station staff	一般車 Car	レンタサイクル/ シェアサイクル/ レンタル自転車/ Bicycle sharing

商業施設



観光・文化・スポーツ施設



安全



禁止



注意				
				
一般注意 General caution	障害物注意 Caution, obstacles	上り段差注意 Caution, uneven access/up	下り段差注意 Caution, uneven access/down	滑面注意 Caution, slippery surface
				
転落注意 Caution, drop	天井に注意 Caution, overhead	感電注意 Caution, electricity	津波注意 (津波危険地帯) Warning, Tsunami hazard zone	土石流注意 Warning, debris flow
				
崖崩れ・地滑り注意 Warning: steep slope failure, landslide	ホームドア・ドアに手を挟まないように注意 Caution, closing doors			

指示				
				
一般指示 General mandatory	静かに Quiet please	左側にお立ちください Please stand on the left	右側にお立ちください Please stand on the right	一列並び Line up single file
				
二列並び Line up in twos	三列並び Line up in threes	四列並び Line up in fours	矢印 Directional arrow	シートベルトを締める Fasten seat belt

災害種別一般				
				
洪水／内水氾濫 Flood from rivers/Flood from inland waters	土石流 Debris flow	津波／高潮 Tsunami/Storm surges	崖崩れ・地滑り Steep slope failure, landslide	大規模な火事 Fire disasters
洪水・堤防案内				
				
洪水 Flood	堤防 Levee			

JIS Z8210 付属書 JA (参考)				
<商業施設>				
				
店舗／売店 Shop	新聞・雑誌 Newspapers, magazines	薬局 Pharmacy	理容／美容 Barber/Beauty salon	手荷物託配 Baggage delivery service
<観光・文化・スポーツ施設>				
				
公園 Park	博物館／美術館 Museum	歴史的建造物 1 Historical monument 1	歴史的建造物 2 Historical monument 2	自然保護 Nature reserve
				
スポーツ活動 Sporting activities	スカッシュコート Squash court	スキーリフト Ski lift	腰掛け式リフト Chair lift	
<安全>		<禁止>		
				
非常口 Emergency exit	飲食禁止 Do not eat or drink here	ペット持ち込み禁止 No uncaged animals		
<指示>			付属書 JD (規定)	
				援助や配慮を必要としている方が、身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる表示
安全バーを閉める Close overhead safety bar	安全バーを開ける Open overhead safety bar	スキーの先を上げる Raise ski tips	ヘルプマーク Help mark	

9 関連 J I S

バリアフリー、福祉のまちづくりに関連する JIS については次のものがありますので、それぞれ施設計画の参考にしてください。

なお、各々の JIS の詳細については、日本産業標準調査会のホームページにて検索閲覧してご確認ください。

日本産業標準調査会ホームページ「JIS 検索」:

<https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISSearch.html>

JIS T 0921

「アクセシブルデザイン—標識、設備及び機器への点字の適用方法」

標識、設備及び機器へ点字を使用する際の基本的要求事項、点字の寸法、及び使用する材料の特性並びに実際に適用する方法について規定。

JIS T 0922

「高齢者・障害者配慮設計指針—触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法」

不特定多数の人が利用する施設・設備及び移動空間を視覚障害者が安全で、かつ、円滑に移動できるように、施設・設備及び移動空間の位置情報を提示する触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法について規定。

JIS S 0026

「高齢者・障害者配慮設計指針—公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」

鉄道駅、公園、集会場、病院、百貨店、事務所などに設置される不特定多数の人が利用する公共トイレ(一般便房及び多機能便房)の腰掛便器の横壁面に、便器洗浄ボタン及び呼出しボタンの両方又はいずれか一つを設置する場合の、操作部(便器洗浄ボタン及び呼出しボタン)の形状、色、並びに操作部及び紙巻器の配置について規定。

JIS T 0901

「高齢者・障害者配慮設計指針—移動支援のための電子的情報提供機器の情報提供方法」

主として高齢者・障害者などの利用者が、電子的情報提供機器を用いて移動するときの、利用者端末及び情報提供方法について規定。

JIS T 0103

「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則」

話し言葉及び文字表現によるコミュニケーションが困難な高齢者、障害のある人などが、絵記号を利用して自分の意思及び要求を相手に的確に伝え、正しく理解されることを支援するために必要とされる基本的な絵記号及びそれらの作図方法について規定。

JIS T 9251

「高齢者・障害者配慮設計指針—視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」

視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列について規定。

参考文献

- ・高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準
（国土交通省編集、人にやさしい建築・住宅推進協議会発行、平成15年）
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省総合政策局安心生活政策課監修、平成19年）
- ・都市公園技術標準解説書 便益施設編（便所工）その他 第4版
（建設省都市局公園緑地課監修、社団法人日本公園緑地協会編集・発行、平成9年）
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説 （国土交通省 平成20年）
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 平成24年度 （国土交通省）
- ・増補 改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン（編集・発行 財団法人 国土技術研究センター 2011年）
- ・バリアフリー法逐条解説 2006（建築物）第2版 （日本建築行政会議）
- ・Q&A バリアフリー新法 （ぎょうせい 平成19年発行）
- ・TOTO バリアフリーブック パブリックトイレ編 '04.10（東陶機器株式会社、2004年）
- ・子育てバリアフリーガイドブック（コンビチャチャ株式会社、2003年）
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 平成28年度 （国土交通省）
- ・バリアフリー法逐条解説（建築物） 2021年版 （日本建築行政会議）
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3年3月 （国土交通省）

- 北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（北海道保健福祉部地域福祉課、平成 16 年）
- 青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアル
（社団法人青森県建築士事務所協会編集、青森県健康福祉部障害福祉課発行、平成 12 年）
- 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施設整備マニュアル
（秋田県健康福祉部福祉政策課バリアフリー促進チーム監修、社団法人秋田県建設技術センター発行、平成 15 年）
- 神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック（神奈川県福祉部地域福祉推進課、平成 14 年）
- 大阪府福祉のまちづくり条例設計マニュアル 改訂 3 版（大阪府建築都市部建築指導室建築企画課、平成 15 年）
- 岡山県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
（岡山県保健福祉部障害福祉課編集、財団法人吉備高原保健福祉のむら事業団発行、平成 12 年）
- 山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル 改訂版（山口県健康福祉部障害福祉課、平成 16 年）
- 施設におけるユニバーサルデザインのサイン （佐賀県県土づくり本部建築住宅課 平成 20 年）

**京都府福祉のまちづくり条例
施設整備マニュアル**

令和7年6月発行

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

京都府 建設交通部 建築指導課

TEL 075-414-5346 FAX 075-451-1991

表紙のマークは、京都府が進める福祉のまちづくりのシンボルマークであり、K (Kyoto-fu)、F (Fukushi)、M (Machizukuri) の3つの文字からできています。

長寿社会を迎え、障害者や高齢者をはじめ多様な人が互いに理解し、地域社会で日常的に交流している姿をデザインすることにより、ノーマライゼーションの具現化を表現しています。



京 都 府